

男女平等参画社会実現のための
第四次板橋区行動計画



いたばし アクティブプラン

平成23（2011）年度～平成27（2015）年度

平成23年2月
板 橋 区

「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画

いたばしアクティブプラン」策定にあたって

板橋区は、平成 15 年に制定された「東京都板橋区男女平等参画基本条例」に基づき、平成 18 年に「男女平等参画社会実現のための第三次板橋区行動計画いたばしアクティブプラン」を策定し、男女平等参画推進施策を総合的・計画的に推進してきました。

しかし、計画策定から5年の月日が経過した今日、少子・高齢化の進展や家族形態の変化、経済の低迷と雇用環境の悪化など、私たちの社会を取り巻く状況は大きく変化し、人々の価値観や生活様式も多様化しています。

今回策定した「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画いたばしアクティブプラン」では、こうした社会経済状況の変化を踏まえ、“仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進”と“配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の充実”などを重要な視点ととらえ、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け社会全体で取り組む環境づくりを推進するとともに、配偶者等からの暴力の根絶をはじめとした男女の平等と人権が尊重される社会へ向け、取り組んでまいります。

すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮し、ともに住みよいまちをつくる男女平等参画社会の実現をめざし、区民の皆様、事業所や関係団体と区とがともに連携・協働し、皆様のご理解とお力添えをいただきながら本計画を着実に推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました男女平等参画審議会委員の方々をはじめ、区民の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成 23 年 2 月

板橋区長 坂本 健

目 次

1. 計画の意義と役割

1-1	計画の目的.....	3
1-2	計画の性格.....	3
1-3	計画の期間.....	4
1-4	計画策定の経緯.....	4
1-5	板橋区の取組.....	5
1-6	経済社会の変化.....	7
1-7	国・東京都の動き.....	7

2. 計画の理念とめざす姿

2-1	計画の理念.....	11
2-2	計画の実施における重要な視点.....	12
2-3	めざす姿（目標）.....	14

3. 計画の体系

3-1	計画の体系.....	17
-----	------------	----

4. めざす姿の実現に向けて

めざす姿1	「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会.....	23
課題1	行動に結びつく男女平等の意識づくり.....	24
課題2	学校等における男女平等教育・学習の充実.....	27
課題3	政策・方針決定過程等における女性の参画促進.....	28
めざす姿2	生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会.....	30
課題4	働く場における男女平等参画の推進.....	31
課題5	さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり.....	33
課題6	高齢期に安心して生活できる環境づくり.....	34
課題7	生涯にわたる心とからだの健康支援.....	35

めざす姿3 男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会	36
課題8 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・推進	37
課題9 育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備	39
課題10 子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実	41
課題11 男女がともに家庭生活を担うための支援	43
課題12 男女がともに地域活動に参画するための支援	45
めざす姿4 男女の平等と人権が尊重される社会	47
課題13 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた啓発・教育	48
課題14 DV被害者の立場に立った相談体制の構築	49
課題15 緊急時における被害者の安全確保と適切な支援	52
課題16 DV被害者が自立するための支援	53
課題17 関係機関等との連携推進	55
課題18 人材育成の推進	56
課題19 性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力等への対応	57
計画を推進するための仕組み	59
方策1 計画の推進体制の充実	59
方策2 板橋区における男女平等参画の推進	61
取組の内容・方策・事業等	
取組の体系	65
事業等一覧	71

参考資料

資料1 東京都板橋区男女平等参画基本条例	87
資料2 東京都板橋区男女平等参画基本条例施行規則	90
資料3 男女共同参画社会基本法	92
資料4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	95
資料5 第四次行動計画策定の流れ	102
資料6 名簿	103
資料7 「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」の概要	105
資料8 男女平等参画のあゆみ（国際婦人年以降）年表	108
資料9 用語説明	112

1. 計画の意義と役割

1. 計画の意義と役割

1-1 計画の目的

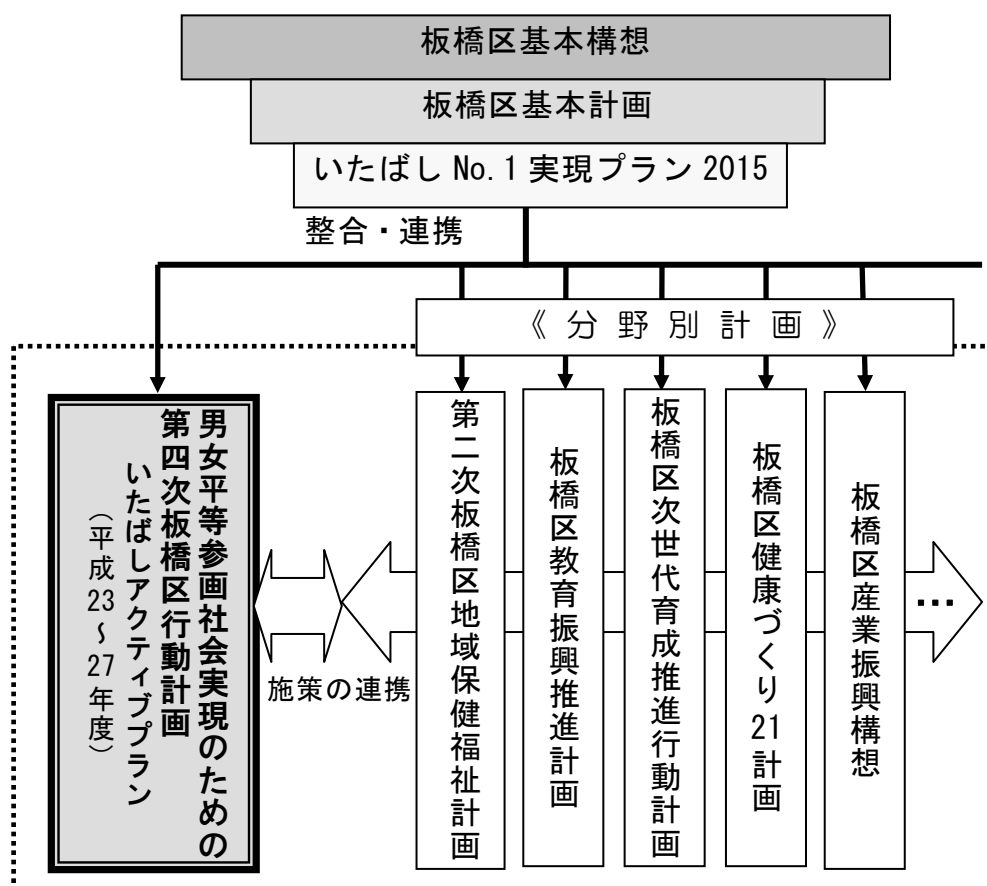
板橋区では、平成15（2003）年に、男女平等参画社会実現に向け「板橋区男女平等参画基本条例」を制定しました。この条例では、5つの基本理念を定め、区、区民、事業者・民間団体それぞれの責務を明らかにするとともに男女平等参画社会実現のための行動計画の策定を義務付けています。

区では、この条例に基づき平成18（2006）年「男女平等参画社会実現のための第三次板橋区行動計画いたばしアクティブプラン（計画期間：平成18年度～22年度）」（以下「第三次行動計画」という。）を策定し、男女平等参画社会実現に向けたさまざまな施策を展開してきました。

第三次行動計画の計画期間が平成22（2010）年度をもって満了するにあたり、この間における経済社会の変化に加え、男女平等参画審議会からの第三次行動計画の実施結果に関する評価、さらに「男女平等に関する意識・実態調査」の調査結果などを踏まえ、男女平等参画社会の実現に向けて総合的、計画的に施策を進めていくために「男女平等社会実現のための第四次板橋区行動計画」（以下「第四次行動計画」という。）を策定します。

1-2 計画の性格

- この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」に該当するものであると同時に、板橋区男女平等参画基本条例第8条第1項に規定する行動計画です。
- この計画は、第三次行動計画を継承、発展させる計画です。
- この計画のめざす姿4の課題13～18及び施策の方向19～25とその事業は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項に基づく、板橋区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）に位置付けます。
- この計画は、「板橋区基本構想」「板橋区基本計画」「いたばしNo.1実現プラン2015」及び「第二次板橋区地域保健福祉計画」などの関連計画と整合が図れるように策定しました。



1－3 計画の期間

この計画は、平成23（2011）年度から平成27（2015）年度までの5か年を計画期間とします。

1－4 計画策定の経緯

- 社会情勢の変化に伴う区民ニーズを的確に把握し、第四次行動計画の基礎資料とするため、平成21（2009）年7月に、板橋区男女平等に関する意識・実態調査を実施しました。意識・実態調査結果からは、男女平等に関する意識について、前回調査（平成16年度実施）に比べ、男女間格差は改善されている傾向にありますが、男女平等の意義・大切さが十分に浸透しているとは言いがたい状況にあることがわかりました。
- 平成21（2009）年10月、区は区長の付属機関である「板橋区男女平等参画審議会」に対して第四次行動計画の策定にあたっての基本的な考え方を諮問し、翌22（2010）年7月に答申を受けました。

1－5 板橋区の実践

板橋区では、男女平等参画社会実現に向け第三次行動計画における課題(目標1～目標4)について、さまざまな取組を推進してきました。

目標1

「男女平等参画」の大切さを広く理解し、行動に結びつく社会

実践に結びつく男女平等の意識づくりに向けて、男女平等参画に関わる講座や情報誌、ホームページ等を活用し広報活動を展開してきました。男女平等推進センターにおいては、区民ニーズに対応した相談体制の充実を図るため、平成 21（2009）年度より土曜日の専門相談を増設すると同時に、親しみやすい施設をめざし区民公募により、「スクエアー・I（あい）」とセンターの愛称を決定しました。

区職員に向けた取組として、「仕事と子育ての両立」及び「仕事と生活の調和」ができる職場環境を実現するため、平成 22（2010）年度に「第2期板橋区特定事業主行動計画」を策定し、全庁的に取組を進めてきました。また、職員の意識啓発を図るために「男女平等推進ニュース」を定期的に発行しましたが、職場において男女それぞれが慣行的役割にとらわれることなく仕事ができるよう点検・見直しを図る「男女平等推進員」の設置までには至りませんでした。

目標2

女性も男性も一人ひとりが自らの能力を発揮し、さまざまなことにチャレンジできる社会

働く女性や働きたい女性が十分に能力を発揮できるよう資格取得支援や起業などへ向けた支援等を行いました。平成 22（2010）年度には、若年者の就職を多角的に支援するため「地域若者サポートステーション」を整備しました。また、ポジティブ・アクション※1（用語の解説は 112～113 ページ参照）の普及・啓発として産業融資制度と優遇措置を連動させるなど実効的な取組を推進してきました。各種モニター制度や区民と区長との懇談会においては、区民が参画しやすいように工夫するとともに男女比が偏らないように取り組んできました。しかし、政策・方針決定過程における女性の参画促進においては「平成 20 年度までに 35%以上」という目標を達成することができず、今後もより一層の取組が求められています。

目標3

自らの選択による多様な生き方を認め合う社会

仕事と子育てを両立できる環境整備に向けて、増大する保育所入所待機児など保育需要に対応するための取組を進めるとともに、平成 21（2009）年6月には、お迎えサービスつき病児保育を開始しました。在宅子育て支援では、平成 22（2010）年に東京家政大学と板橋区のコラボレーションによる地域子育て支援拠点事業「森のサロン」を実施しました。

高齢者へ向けた支援としては、各種相談や日常生活に関する支援などの充実を図りました。家族介護が、女性により多くの負担がかかる傾向が強い状況を踏まえ、男性が参加しやすい土・日曜日に福祉用具総合相談や介護研修を実施するなど男女平等参画に配慮した事業を行いました。また、高齢者の「生きがい」としての職の提供を行うシルバー人材センターやハローワークのシニア版であるアクティブシニア就労支援センターなどにより男女の別なく就労相談や就労支援を行うとともに高齢者の仲間づくり等に向け、地域における交流支援を行いました。

目標4

性別に基づく差別がなく、男女ともに尊重される社会

DV※²やセクハラ※³などの人権侵害根絶に向けてセミナーや「女性に対する暴力をなくす運動期間」を活用した広報等により啓発を推進してきました。

DV支援に関しては、DV担当者連絡会の実施により庁内及び関係機関の連携を図るとともに、福祉事務所や男女平等推進センター等相談窓口の充実に向けて取り組んできました。しかしながら、DV被害者の問題は世代や個人によって解決する課題は異なり、複雑さを増しています。被害の潜在化も懸念されることからより一層の相談体制とDV被害者支援の充実を図る必要があります。

また、女性の健康支援の充実における具体的取組として平成 20（2008）年6月に、安心して相談できる拠点として「女性健康支援センター」をオープンしました。

1－6 経済社会の変化

- 少子・高齢化の進展や未婚、離婚の増加等により家族の形態（単身世帯・ひとり親世帯の増加など）は変化しています。
- 経済の低迷と雇用環境の悪化などから女性や若年層を中心とした低収入で不安定な非正規労働者層が増加し、雇用・就業に関する格差が拡大するなど、社会情勢は変化しています。

1－7 国・東京都の動き

（１）国の主な動き

- 平成 19（2007）年には、官民が一体となってワーク・ライフ・バランス※4の実現に取り組むため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。同年、「改正男女雇用機会均等法」が施行されました。
平成 21（2009）年には、子育て期間中の働き方の見直し、父親も子育てができる働き方の実現、仕事と介護の両立支援、実効性の確保を視野に、「育児・介護休業法」が改正されました。
- 平成 19（2007）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が一部改正されました。改正DV防止法では、DV被害者の保護命令制度を拡充するとともに、区市町村における基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター機能整備が努力義務とされました。

（２）東京都の主な動き

- 平成 19（2007）年に男女平等参画のための東京都行動計画を改定し、「男女平等参画のための東京都行動計画“チャンス&サポート東京プラン2007”」を策定しました。
- 平成 21（2009）年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」を改定しました。DV防止法の改正を受け、「区市町村における配偶者暴力対策充実のための支援」と「相談から自立まで、被害者の視点に立った切れ目のない支援」の2つを施策推進の中心的な視点としています。

2. 計画の理念とめざす姿

2. 計画の理念とめざす姿

2-1 計画の理念

この計画は、すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮し、ともに住みよいまちをつくる男女平等参画社会の実現をめざして、板橋区男女平等参画基本条例に規定する5つの基本理念に基づき、男女平等参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定します。

【基本理念 板橋区男女平等参画基本条例第3条】

- (1) 男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的な取扱いを受けない社会を実現すること。
- (2) 男女平等参画社会の形成を阻害する社会制度や慣行が是正され、男女が性別にかかわらず、その個性や能力を発揮する機会が確保されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、様々な分野における活動の方針決定の過程に参画する機会が確保されるとともに責任を担うこと。
- (4) 男女一人ひとりが、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、自己の意思と責任による多様な生き方の選択が尊重されること。
- (5) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生活と、職場、地域等における社会活動を両立することができるように環境が整備されること。

2-2 計画の実施における重要な視点

行動計画の事業・施策を実施するにあたっては、第三次行動計画策定後の経済社会の変化や、国・東京都などの動き、区民・事業者等の意識、第三次行動計画の進捗状況などを踏まえ、以下の視点が特に重要です。

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- (2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の充実
- (3) 生活困難を抱える人々への対応

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

厳しい経済情勢の下、生活に不安を抱える非正規労働者層が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままです。また、根強い固定的性別役割分担意識が温存される中、長時間労働の抑制や男性の職場中心のライフスタイルからの転換も十分に進んでいません。

少子・高齢化、雇用環境の変化等が進展する中、長時間労働を余儀なくされた従来の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスを実現することは男女平等参画社会実現のために不可欠です。

板橋区においても、ワーク・ライフ・バランスを図るために、子育て・介護に対する社会的サポートの充実や、職場での意識改革への働きかけを望む声が強くなっています。男女がともに、働き方や生き方を柔軟に選択でき、仕事も生活も充実できる社会をめざして、ワーク・ライフ・バランスの意義を区民・事業者に啓発するとともに、家庭・職場・地域など社会全体で取り組む環境づくりを推進します。

（２）配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の充実

今まで家庭内に潜在してきた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図る観点から平成 13（2001）年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。平成 16（2004）年6月に第一次改正が行われ、さらに平成 19（2007）年7月には、保護命令の拡充や市町村についての規定の強化を柱とした改正法が成立し、平成 20（2008）年1月に施行されました。しかし配偶者に対する暴力そのものに対する社会全般の認識は、必ずしも向上していません。

配偶者暴力についての相談件数が、全国的にも年々増加する傾向にある中、配偶者等からの暴力の根絶に向けた取組と被害者へのさまざまな段階での迅速な支援が求められています。

個人の尊厳を害し男女平等の妨げとなる配偶者暴力を防止し、被害者の包括的な支援を行うために、総合的な計画である配偶者暴力防止基本計画を策定します。

＊配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が定めている「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」の場合や、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合も含みます。

なお、第四次行動計画においては、法律の根拠を必要とする施策を除き、配偶者以外の恋人など親密な間柄にあるパートナーも含め、対応を進めていきます。

（３）生活困難を抱える人々への対応

急速な高齢化の進展や未婚、離婚の増加は、単身世帯やひとり親世帯の増加をもたらしています。一方、非正規雇用者の増加や不況による失業率の高止まり、企業の採用抑制などの雇用環境の悪化を背景として、特に女性や若年層は経済的に安定した職業に就きにくい状況が生まれています。こうした社会・経済環境の変化は生活困難に陥りやすい状況を招いており、生活保護率は年々上昇しています。相対的貧困率※⁵はほとんどの年齢層において男性に比べて女性の方が高く、特に高齢単身女性世帯や母子世帯等ひとり親世帯で高いという特徴もあります。このような状況の根底には、男女平等参画社会の進展が道半ばであるという問題があり、このことを踏まえての対応が求められています。

幼少期から高齢期まで、区民が安心して暮らせる社会をめざし、一人ひとりの経済的・精神的自立や社会参加に向けた支援を推進します。

2-3 めざす姿（目標）

以上を踏まえ、第四次行動計画では、板橋区がめざす男女平等参画社会の姿を、次の4つの“めざす姿”として表現し、目標とします。

めざす姿（目標）

- 1 「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会
- 2 生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
- 3 男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
- 4 男女の平等と人権が尊重される社会

3. 計画の体系

3. 計画の体系

3－1 計画の体系

この計画では、前節で示した「4つのめざす姿（目標）」に、計画を推進するために必要な取組（「計画を推進するための仕組み」）を加えた5つの項目を柱とした施策の体系を構築しました。

計画の体系

めざす姿

1

「男女平等参画」の意義を
広く理解し、行動に結び
つく社会

2

生涯を通じて男女が個性と
能力を発揮し、安心して
暮らせる社会

3

男女が仕事と生活の調和を
保ち活躍できる社会

4

男女の平等と人権が尊重
される社会

計画を推進するための仕組み

課 題

1 行動に結びつく男女平等の意識づくり

2 学校等における男女平等教育・学習の充実

3 政策・方針決定過程等における女性の参画促進

4 働く場における男女平等参画の推進

5 さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり

6 高齢期に安心して生活できる環境づくり

7 生涯にわたる心とからだの健康支援

8 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・推進

9 育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備

10 子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実

11 男女がともに家庭生活を担うための支援

12 男女がともに地域活動に参画するための支援

13 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた啓発・教育

14 DV被害者の立場に立った相談体制の構築

15 緊急時における被害者の安全確保と適切な支援

16 DV被害者が自立するための支援

17 関係機関等との連携推進

18 人材育成の推進

19 性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力等への対応

方策1 計画の推進体制の充実

方策2 板橋区における男女平等参画の推進

施策の方向

1 男女平等意識の普及・啓発

2 男女平等推進センター スクエアー・I（あい）の機能充実・活性化

3 学校、幼稚園、保育園等における男女平等意識の形成

4 教育に携わる者の男女平等意識の向上

5 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大

6 男女の均等な機会と待遇の確保促進

7 多様な能力の発揮を可能にするための支援

8 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり

9 高齢者の安心した生活に向けた支援

10 生涯を通じた男女の健康づくり支援

11 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進

12 ワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備

13 ワーク・ライフ・バランスを推進する企業・事業所を社会的に評価する仕組み構築

14 多様なライフスタイルに対応した子育て支援

15 子育てに関する相談支援

16 高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実

17 男女が協力して家事・育児・介護等を担うための支援

18 地域活動への参画促進

19 女性に対する暴力の防止に向けた啓発の推進

20 早期発見へ向けた仕組みづくり

21 DV相談体制の強化・充実

22 DV被害者の一時保護

23 自立生活再建のための支援体制

24 関係機関等との連携推進

25 相談等に関わる人材の育成

26 性別等に基づく人権侵害の防止

27 メディアへの対応

点線内は、板橋区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」に該当する範囲を示します。

4. めざす姿の実現に向けて

4. めざす姿の実現に向けて

めざす姿1

「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会

男女平等の大切さが広く普及・啓発され、社会のあらゆる場において男女が対等な立場でともに参画し、性別・年代を問わずすべての人に「男女平等参画」の意義が理解された社会をめざします。

【成果指標】

指 標	現状 (直近値)	計画期間中の目標値 (設定根拠)
男女平等推進センター スクエア・I（あい）を知らない区民の割合 (板橋区区民満足度調査)	45.8% (平成21年度)	15.7% (同調査における地域センター・集会室の割合)
男女平等参画基本条例の認知度 (板橋区男女平等に関する意識・実態調査 区民)	6.6% (平成16年度)	50%以上 (「女子差別撤廃条約」という用語の周知度：第3次男女共同参画基本計画成果目標)
男女平等推進センター スクエア・I（あい）利用者数	17,080人 (平成21年度)	20,000人
区の審議会における女性委員の比率	28.8% (平成22年度)	40% (板橋区基本計画平成18～27年度の成果指標)
学校教育の場で男女の地位は平等になっていると感じる人の割合 (板橋区男女平等に関する意識・実態調査 区民)	65.5% (平成21年度)	68.1%以上 (「平成21年度男女共同参画社会に関する世論調査：内閣府」の数値以上)

課題 1 行動に結びつく男女平等の意識づくり

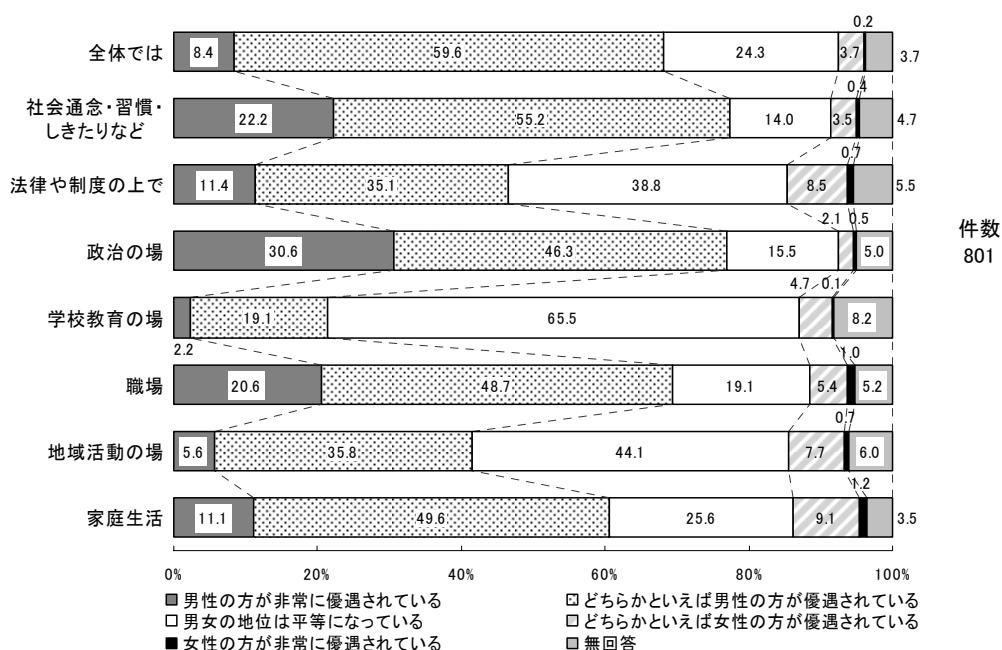
【現状と課題】

性別・年代を問わず、すべての人が男女平等の必要性を理解し、かつ具体的な行動に結びつけていくことは男女平等参画の基本です。

内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 21（2009）年）によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別役割分担意識は、「反対」が 55.1%、「賛成」が 41.3%と、反対が賛成を上回りました、

しかし、「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」（平成 21（2009）年 7 月実施）によると、日常生活のさまざまな場面で、「男女の地位は平等」と感じている割合は依然として低いことがわかります（図表 3-1）。

板橋区では、男女平等参画推進の拠点である男女平等推進センター「スクエアー・I（あい）」が、さまざまな情報提供や啓発事業、相談などを行っていますが、「板橋区区民満足度調査」（平成 22（2010）年 1 月）によると、施設の利用状況をたずねたところ、「利用したことがない」が 47.8%、「知らない」との回答が 45.8%でした。「知らない」との回答について、平成 19（2007）年実施の同調査と比較すると 3.7 ポイント改善されたものの、引き続き、多くの区民にセンターの取組を発信していく必要があります。



図表 3-1 男女平等に関する区民の意識

板橋区男女平等に関する意識・実態調査（平成 21 年度）

施策の方向 1 男女平等意識の普及・啓発

幅広い区民へ向けた啓発や区民ニーズに対応した学習の場の確保を行うとともに、より効果的な手法で男女平等の大切さ・意義の普及・定着に努めます。

No.	取 組	取組の内容、方策、事業など
1	板橋区男女平等参画基本条例の理念の理解と定着	板橋区男女平等参画基本条例を周知し、幅広い区民へ対し条例理念の理解と定着を進めます。 ・区民まつりや成人式等多くの区民が集まる場における普及・啓発活動の展開 ・年代や状況等に応じた効果的な普及・啓発方法の工夫
2	実践につながる地域の課題解決支援	仕事と生活の調和や配偶者や交際相手からの暴力をはじめ、地域が抱える課題解決につながる支援を進めます。 ・DV 講座等、地域で課題を共有し解決につなげる取組の実施
3	より効果的な普及・啓発のための手法の検討・活用	より多くの区民に、必要な情報が届くよう情報発信のための手法を見直していきます。 ・メールマガジン、携帯サイト等多様な通信媒体の活用 ・ホームページや情報誌の見直し・充実 ・チラシ・パンフレット等の配布方法の見直し ・「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間等に戦略的なPRを実施
4	大学や町連、商連、産連等と協働で進める意識づくり	区内大学や町会連合会、商店街連合会、産業連合会など地域の多様な主体と協働し、男女平等の大切さについて普及・啓発を進めます。 ・大学との協働推進 ・商連、産連等との連携

施策の方向 2 男女平等推進センター

スクエアー・I（あい）の機能充実・活性化

区の男女平等参画推進の拠点である「男女平等推進センター スクエアー・I（あい）」の機能充実・活性化を図るとともに、男女平等参画を推進する区民、団体を育成・支援していきます。

No.	取 組	取組の内容、方策、事業など
5	センター活性化 へ向けた取組	男女平等推進センター スクエアー・I（あい）の機能充実・活性化に向けた取組を進めます。 ・センターのあり方を検討する体制づくり ・講座等の企画内容・実施方法の見直し ・区民が交流・学習する場としての機能充実 ・センター及び事業の周知・情報発信の充実 ・女性健康支援センター等との連携推進
6	区民との協働推 進	区民と協働して事業を推進します。 ・区民との協働による企画・事業等の実施 ・いたばし男女平等フォーラムの実施 ・「センターだより」の発行
7	男女平等推進セ ンター登録団体 への支援	男女平等推進センター登録団体が主体的に行う取組を支援する仕組みを構築していきます。 ・男女平等推進センター登録団体への支援
8	相談体制の充実	区民ニーズに対応したより相談しやすい体制づくりを進めます。 ・専門相談の実施 ・相談方法・相談時間等の検討・見直し ・相談事業の周知

課題2 学校等における男女平等教育・学習の充実

【現状と課題】

次代を担う子どもたちが健やかに、そして個性と能力を発揮できるよう育っていくためには、子どもの頃から男女平等の大切さの意識を持ち、将来を見通した自己形成ができるような取組が必要です。そのため、学校を中心とした教育の場、保育の場における男女平等教育・学習の果たす役割は極めて重要です。

男女平等の意識が比較的高いとされている学校においても、男女の区別や性別役割分担意識を助長しない指導を徹底するなど、教職員等の意識改革をより一層進めることが必要です。

また、子どもが初めて出会う集団生活の場である保育園・幼稚園における保育士や教諭の男女平等意識が子どもに与える影響が大きいことから、研修の充実などによる意識向上を図る必要があります。

施策の方向 3 学校、幼稚園、保育園等における男女平等意識の形成

幼少期から人権の大切さや男女平等に関する理解を深めていくための取組を進めます。また、キャリア教育など一人ひとりが将来自立した個人として成長するための土台づくりとなる教育を推進していきます。

No.	取組	取組の内容、方策、事業など
9	生徒、児童、園児等の男女平等意識の向上	幼少期からの人権、キャリア、ライフプランニングなど、男女平等の大切さの意識を育むための具体的な取組を推進します ・教材・カリキュラムの充実 ・幼稚園教材・カリキュラムの充実 ・保育園教材・カリキュラムの充実 ・東京都教育委員会人権尊重教育推進校の申請 ・小・中学校での男女混合名簿の推進

施策の方向 4 教育に携わる者の男女平等意識の向上

教職員や保育士等が男女平等に対する正しい知識を身につけ、児童・生徒等一人ひとりを尊重した教育活動が行えるよう意識向上に努めます。

No.	取組	取組の内容、方策、事業など
10	教職員等へ向けた意識啓発の促進	子どもと向き合い、指導を行う教職員等の男女平等意識向上のための具体的な取組を推進します。 ・教員研修の充実 ・幼児教育に関わる教員研修の充実 ・幼児教育等に関わる職員研修の充実 ・教育課程・校内研修体制の充実 ・保育士研修の充実

課題3 政策・方針決定過程等における女性の参画促進

【現状と課題】

男女平等参画社会の実現のためには政治・行政・地域などさまざまな分野の活動において、女性の参画を進め、男女が対等な立場に立って、それぞれの意思を公平・公正に反映し、責任を分かち合うことが求められています。

国の審議会における女性委員の割合は、平成 21（2009）年9月 30 日現在、33.2%となっており着実に増加しています。同様に、地方公共団体の審議会における女性委員割合も都道府県で 28.4%、市区町村で 23.3%と増加傾向を示しており、国や自治体の政策・方針決定過程における女性の参画は進みつつあります。

板橋区では、審議会等における女性委員の占める割合は、平成 22（2010）年4月現在 28.8%で、全国市区町村の平均よりは上回っていますが、第三次行動計画の事業目標（平成 20（2008）年度までに 35%以上）に達していないのが実情です。

また、地域活動における女性役員の登用が少ない状況も否めず、町会・自治会や地域の団体など、さまざまな活動分野で女性の参画拡大を図ることが望まれます。

施策の方向 5 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大

板橋区の政策や方針の決定に関わる審議会等の女性委員への女性の登用を促進するための積極的な取組を進めます。また、地域等におけるリーダーの育成を推進します。

No.	取 組	取組の内容、方策、事業など
11	審議会委員等への女性の参画促進	区の審議会委員等への女性委員登用を促進します。 ・女性委員比率 40%に向けた積極的な取組
12	区民の区政参加・意見反映機会の充実	「いたばし・タウンモニター」や「区民と区長との懇談会」等、直接区民の意見を活かすことができる機会へ男女がともに参加するための取組を進めます。 ・いたばし・タウンモニター制度 ・区民と区長との懇談会
13	女性リーダーの育成と活用	地域における女性リーダーを育成するための支援を進めます。 ・いたばしアイカレッジ等意識改革・動機づけにつながる取組 ・町会連合会における女性参画の推進 ・産業連合会における女性参画の推進 ・商店街連合会における女性参画の推進

めざす姿 2

生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会

女性も男性も意欲を持って社会に参画し、それぞれの能力を発揮できる均等な機会を持つことができ、心身ともに健やかに生涯を通じて安心して暮らすことができる社会をめざします。

【成果指標】

指 標	現状 (直近値)	計画期間中の目標値 (設定根拠)
職場で男女の地位は平等になっていると感じる人の割合 (板橋区男女平等に関する意識・実態調査 区民)	19.1% (平成 21 年度)	50.0% (板橋区基本計画平成 18～ 27 年度の成果指標)
障がい者が仕事や地域活動に参加できると感じる区民の割合 (板橋区区民満足度調査)	10.4% (平成 21 年度)	50.0% (板橋区基本計画平成 18～ 27 年度の成果指標)
高齢者が仕事や地域活動に参加できると感じる区民の割合 (板橋区区民満足度調査)	17.3% (平成 21 年度)	50.0% (板橋区基本計画平成 18～ 27 年度の成果指標)
健康づくりに取り組みやすいと感じる区民の割合 (板橋区区民満足度調査)	30.1% (平成 21 年度)	56.0% (板橋区基本計画平成 18～ 27 年度の成果指標)

課題 4 働く場における男女平等参画の推進

【現状と課題】

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現にもつながるものです。

働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮することができる社会を実現することは、多くの区民が望むところです。しかしながら女性の場合、結婚や出産、育児、親の介護など、男性に比べて、就業を中断せざるを得ない機会に遭遇しやすいのが現状です。

就労を継続しながら育児や介護をする人、結婚や出産・育児などでいったん就労を中断した後に再就職を希望する人など、一人ひとりの状況に応じた支援の充実が必要不可欠です。

女性が働くことに対する意識を「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」（平成 21（2009）年 7 月実施）でみると、前回調査（平成 16（2004）年 9 月）結果に比べ「結婚しても、子どもができて職業は続けるほうがよい」（32.5%）とする回答率が 6.2 ポイント高くなっています。

また、内閣府調査（平成 21（2009）年 10 月）結果に比べ「子どもができたらしめやめて手がかからなくなったらまた職業につく」（48.4%）とする回答率が 2.5 ポイント高くなっています。

働く場における男女平等参画推進に向けた企業・事業者等への働きかけとともに、就労を望む人が、性別・年齢に関係なく、等しく雇用等に関する情報を得られる環境づくりや就労に向けた能力開発などの支援が必要です。

		[%]						
調査数		女性が よい職業 につか ないほ	結婚 がよ い結 婚す い婚 する 後ま はで つは か職 業に ほつ	に子 つど かも なが いで ほき うた がら よ、 職業	ため 子 らて ど 又手 もが が 職 業 か で に か き つ ら く な ら な 時 つ や	がき 結 よ婚 いも し も 職 業 は 続 け ど も ほ が う で	そ 他	無 回 答
今回調査(調査数)	801	4	24	58	388	260	46	21
今回調査(%)	100.0	0.5	3.0	7.2	48.4	32.5	5.7	2.6
前回調査(%)		0.6	3.6	6.3	52.3	26.3	7.6	—
内閣府(%)		3.5	5.5	10.7	45.9	31.3	1.4	1.8*

前回調査：平成16年度 板橋区男女平等に関する意識・実態調査

内閣府：平成21年10月 男女共同参画社会に関する世論調査

*内閣府調査では「わからない」との選択肢となっている。

図表 3-2 女性が働くことに対する意識

板橋区男女平等に関する意識・実態調査（平成 21 年度）

施策の方向 6 男女の均等な機会と待遇の確保促進

男女の均等な機会と待遇の確保を実現するため、男女雇用機会均等法を遵守するとともにポジティブ・アクションの推進などについて、企業・事業所に向けて啓発を推進します。

No.	取 組	取組の内容、方策、事業など
14	企業・事業所への普及・啓発	企業や事業所へ向けた働きかけを行います。 ・女性の就業確保や男女雇用機会均等法等の遵守などに関する普及・啓発 ・ポジティブ・アクション推進に向けた普及・啓発

施策の方向 7 多様な能力の発揮を可能にするための支援

男女がともに、意欲と能力を発揮してさまざまな分野で活躍できる社会の実現に向けて、支援を進めます。

No.	取 組	取組の内容、方策、事業など
15	若者の自立に向けた支援	女子学生など若者を対象に社会人・職業人としての自立に向けた支援を進めます。 ・区内大学と協働で取り組むキャリア講座の検討
16	女性の就職・再就職に向けた支援	働きたい女性のニーズに対応した就職・再就職に向けた支援を行います。 ・就労に向けたノウハウやビジネススキルを身につける講座等の実施 ・就職支援セミナー ・資格取得支援事業（能力開発支援） ・ハローワーク等との連携
17	女性の起業に向けた支援	起業をめざす女性に対する支援を行います。 ・起業に向けた支援 ・コミュニティビジネス支援 ・起業支援セミナーの実施 ・産業団体等との連携による情報提供
18	就労に関する相談の充実	国や都と連携して就労相談等を進めます。 ・就労に関する相談やカウンセリングの充実 ・キャリア・カウンセリング

課題5 さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり

【現状と課題】

新たな経済社会の潮流を背景に、貧困など生活上の困難は幅広い層への広がりが見られます。一方で、相対的貧困率はほとんどの年齢層において男性に比べて女性の方が高く、特に高齢単身女性世帯や母子世帯等ひとり親世帯で高いという特徴もあります。父子家庭でも、仕事と家事や子育ての両立の負担は大きく、さまざまな問題が生じる場合があります。

また、障がいがあること、日本で働き生活する外国人であること等に加えて女性であることからくる複合的に困難な状況に置かれている場合があります。

男女平等参画の視点に立ち、さまざまな困難を抱える人々の人権が守られ、安心して暮らせる環境づくりを進める必要があります。

施策の方向 8 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり

ひとり親家庭などに対し、就労へ向けた支援や経済的な安定に向けた支援を推進します。

No.	取組	取組の内容、方策、事業など
19	自立へ向けた就労支援	母子家庭の母などへの就労支援を進めます。 ・再就職支援セミナー（福祉枠） ・母子家庭自立支援訓練費助成事業 ・母子自立支援プログラム策定事業 ・障がい者就労援助の充実
20	経済の安定に向けた支援	ひとり親家庭を含めた子育て世帯などに対し、経済の安定に向けた支援を行います。 ・児童扶養手当の支給 ・児童育成手当の支給 ・母子福祉資金 ・女性福祉資金
21	生活の安定に向けた支援	さまざまな困難を抱える区民の生活安定に向けた支援の充実を図ります。 ・母子生活支援施設 ・障がい者生活介護施設の整備 ・障がい者地域自立生活支援相談・セミナー ・知的障がい者グループホームの整備促進 ・ひとり親家庭ホームヘルプサービス ・住宅情報ネットワーク ・保証人等債務保証制度の紹介 ・福祉総合相談 ・総合相談 ・国際交流員・語学ボランティアによる通訳・翻訳 ・外国語版母子健康手帳の交付

課題6 高齢期に安心して生活できる環境づくり

【現状と課題】

板橋区の総人口に占める高齢者の割合は 19.95%（外国人を含む 65 歳以上の区民：平成 22（2010）年 1 月 1 日現在）で、今後も高齢者の増加が予測されます。

高齢者が住み慣れた地域社会で自立した生活を送るためには、高齢者が必要とする日常生活支援、就労支援、地域活動支援の充実が求められます。

特に、女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合は高いため、高齢者施策の影響を女性の方が強く受けます。このため、男女平等参画の視点に立って、高齢期に安心して暮らせる環境整備を進める必要があります。

施策の方向 9 高齢者の安心した生活に向けた支援

高齢者が、住み慣れた地域で、また、一人で暮らしていく場合にも、安心して生活していけるための支援を推進します。

また、高齢者が自己の能力や経験を活かして、多様な社会参加ができる環境整備を行います。

No.	取組	取組の内容、方策、事業など
22	高齢者の就労に向けた支援	技術や働く意欲がある高齢者の就労に向けた支援を進めます。 ・シルバー人材センターの充実 ・アクティブシニア就業支援センター
23	生活サポート体制の充実	高齢者のニーズに応じた支援を進めます。 ・おとしより相談センター（地域包括支援センター）の拡充 ・福祉総合相談 ・住宅情報ネットワーク ・保証人等債務保証制度の紹介 ・在宅高齢者食生活支援事業 ・一般高齢者向け介護予防事業
24	地域社会への参画支援	高齢者が地域で生きがいを持って充実した日々を過ごしていくための支援を進めます。 ・（仮称）シニア活動センターの開設 ・世代間交流促進 ・いこいの家活用促進 ・ふれあい館活用促進 ・グリーンカレッジ ・シニア世代の社会参加に関する総合的な支援等の推進

課題 7 生涯にわたる心とからだの健康支援

【現状と課題】

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女平等参画社会の形成に当たっての前提です。心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要です。

特に、女性には妊娠や出産をする可能性があるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）※6の視点が殊に重要です。

「板橋区女性健康支援センター」は、23区初の生涯を通じた女性の健康づくりの拠点施設として、さまざまな取組を始めていますが、より区民に開かれた施設として周知を図るとともに、ライフステージに応じた健康教育等の充実が求められます。

施策の方向 10 生涯を通じた男女の健康づくり支援

男性も女性も生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう支援します。

No.	取組	取組の内容、方策、事業など
25	生涯を通じた健康づくり支援	男女の生涯を通じた自主的な健康づくりのための支援を進めます。 ・区民一般健康診査 ・後期高齢者医療健康診査 ・がん検診 ・在宅高齢者食生活支援 ・国保特定健康診査・特定保健指導 ・健康づくり協力店の充実 ・成人歯科検診 ・一般高齢者向け介護予防事業
26	女性の健康づくり支援	女性健康支援センターを中心として、生涯を通じた女性の健康づくりを推進します。 ・女性健康支援センターの健康教育（女性健康セミナー） ・女性の健康学習支援 ・女性健康支援センターの専門相談（女性のための健康何でも相談・専門相談） ・女性健康支援センターの自助グループの育成・支援 ・女性のがんに関する情報提供 ・こんにちは赤ちゃん事業 ・新生児訪問指導（産後うつ対応の充実） ・プレママ栄養講座
27	健康に関する正しい理解の促進	性についての正しい理解の促進と健康をおびやかす問題に対する適切なサポート支援等を推進します。 ・学校における性教育の推進 ・酒害（アルコール）ミーティングによる支援の推進 ・エイズ予防講演会 ・薬物乱用防止に関する啓発 ・HIV抗体等検査・相談 ・性感染症に関する啓発

めざす姿3

男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会

男女がともに、働き方や生き方を柔軟に選択でき、仕事と家庭生活、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画を通じた自己実現を可能とする社会をめざします。

【成果指標】

指 標	現状 (直近値)	計画期間中の目標値 (設定根拠)
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） という言葉と内容の認知度 (板橋区男女平等に関する意識・実態調査 事業所)	19.6% (平成 21 年度)	50.0%以上 (「仕事と生活の調和」という用語の 周知度：第3次男女共同参画基本 計画成果目標)
生活の優先度で希望と現実が一致している人の割合 ①「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい人のうち、現実に優先し ている人の割合 ②「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい人のうち、現実 に優先している人の割合 ③「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに優先したい人のう ち、現実に優先している人の割合 (板橋区男女平等に関する意識・実態調査 区民)	①48.7% ②25.8% ③19.2% (平成 21 年度)	増やす
ワーク・ライフ・バランス認定事業者数	—	5社 (1年×1社)
一般事業主行動計画※7を策定している事業所の割合 (板橋区男女平等に関する意識・実態調査 事業所)	5.1% (平成 21 年度)	次世代育成支援対策推進法に基づき 従業員 101人以上の事業所：全て 100人以下の事業所：増やす
保育園の待機児数	461人 (平成22年4月1日現在)	0人
男性が一日あたりに家事・育児に携わる時間数 (板橋区男女平等に関する意識・実態調査 区民)	30分未満 (平成 21 年度)	2時間 30分 (育児・家事関連時間：第3次男女 共同参画基本計画成果目標)
地域社会活動が活発で参加しやすいと感じる区民の割合 (板橋区区民満足度調査)	12.3% (平成 21 年度)	50.0% (板橋区基本計画平成 18～27 年 度の成果目標)
男女が平等に社会活動に参加することができると感じる 区民の割合 (板橋区区民満足度調査)	22.9% (平成 21 年度)	50.0% (板橋区基本計画平成 18～27 年 度の成果目標)

課題 8 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・推進

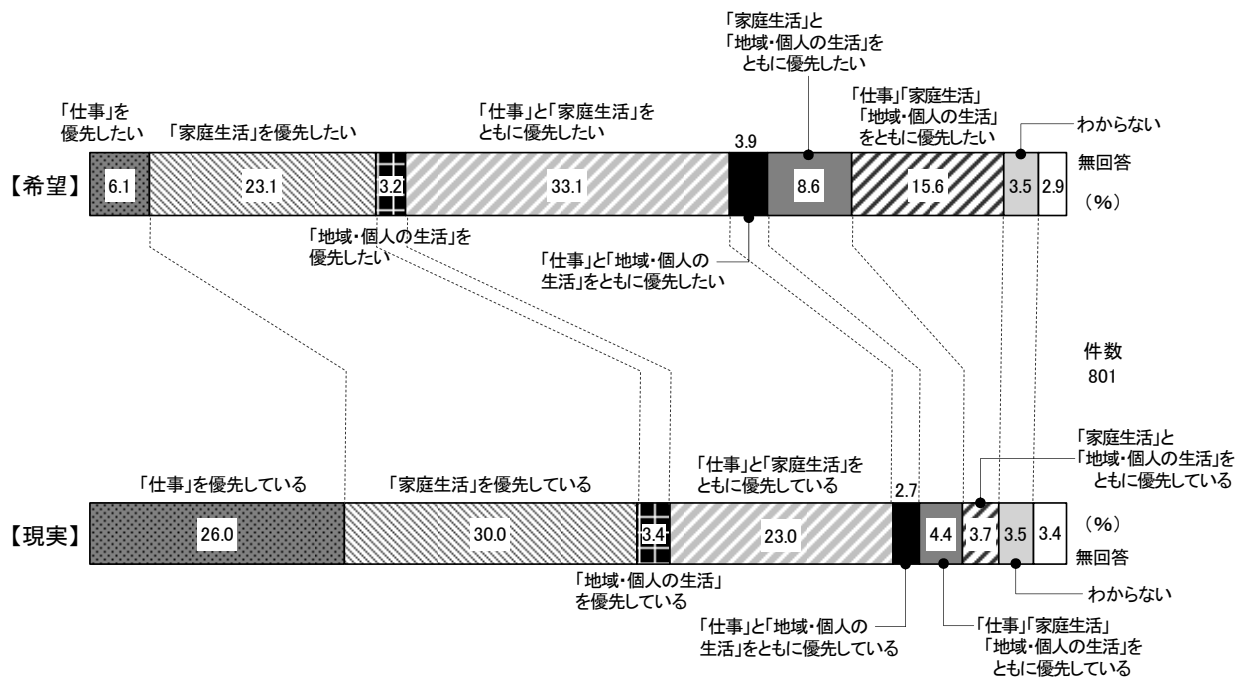
【現状と課題】

核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域社会の変化など家庭を取り巻く社会環境の変化により、男女がともに仕事と家庭・地域生活をバランスよく担うことがますます必要な時代になってきています。

平成 19（2007）年 12 月には、政労使トップの合意として「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」（平成 21（2009）年 7 月実施）によると、区民の「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度については、「仕事と家庭生活をともに優先したい」（33.1％）とする希望に対し、実際に「仕事と家庭生活をともに優先している」人は 23.0％にとどまっています。長時間労働の抑制や、男性中心型の職場からの転換が十分に進んでいないことなどから、希望と現実が乖離しているのが現状です。

ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、区民や事業所等に対してワーク・ライフ・バランスの意義を広め、関係機関と連携しながら取組を推進していくことが必要です。



図表 3-3 「仕事」「家庭生活」「地域・個人」の生活の優先度

板橋区男女平等に関する意識・実態調査（平成 21 年度）

現実の優先度

【上段:回答数、下段:割合(%)】

希望する優先度

	調査数	「仕事」を優先している	「家庭生活」を優先している	「地域・個人の生活」を優先している	「仕事」と「家庭生活」をともに優先している	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに優先している	わからない	無回答
調査数	801	208	240	27	184	22	35	30	28	27
	100.0	26.0	30.0	3.4	23.0	2.7	4.4	3.7	3.5	3.4
「仕事」を優先したい	49	39	4	1	2	0	0	0	2	1
	100.0	79.6	8.2	2.0	4.1	0.0	0.0	0.0	4.1	2.0
「家庭生活」を優先したい	185	34	129	2	14	0	4	1	0	1
	100.0	18.4	69.7	1.1	7.6	0.0	2.2	0.5	0.0	0.5
「地域・個人の生活」を優先したい	26	5	4	13	1	2	0	0	1	0
	100.0	19.2	15.4	50.0	3.8	7.7	0.0	0.0	3.8	0.0
「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい	265	74	47	1	129	3	1	2	8	0
	100.0	27.9	17.7	0.4	48.7	1.1	0.4	0.8	3.0	0.0
「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	31	13	1	2	2	8	0	2	2	1
	100.0	41.9	3.2	6.5	6.5	25.8	0.0	6.5	6.5	3.2
「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	69	8	28	7	4	1	18	1	2	0
	100.0	11.6	40.6	10.1	5.8	1.4	26.1	1.4	2.9	0.0
「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに優先したい	125	30	20	1	29	8	11	24	0	2
	100.0	24.0	16.0	0.8	23.2	6.4	8.8	19.2	0.0	1.6
わからない	28	4	6	0	1	0	1	0	13	3
	100.0	14.3	21.4	0.0	3.6	0.0	3.6	0.0	46.4	10.7
無回答	23	1	1	0	2	0	0	0	0	19
	100.0	4.3	4.3	0.0	8.7	0.0	0.0	0.0	0.0	82.6

図表 3-4 生活の優先度における「希望」と「現実」の一致の状況

板橋区男女平等に関する意識・実態調査（平成 21 年度）

施策の方向 11 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進

ワーク・ライフ・バランスの理念、意義さらには必要性について啓発を進め、区民や事業者の意識高揚に努めます。

No.	取組	取組の内容、方策、事業など
28	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発・普及	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」などに基づいた啓発・普及を行います。 ・男女共同参画週間等を活用した効果的な取組の実施 ・産業連合会等との連携による啓発の検討

課題 9 育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備

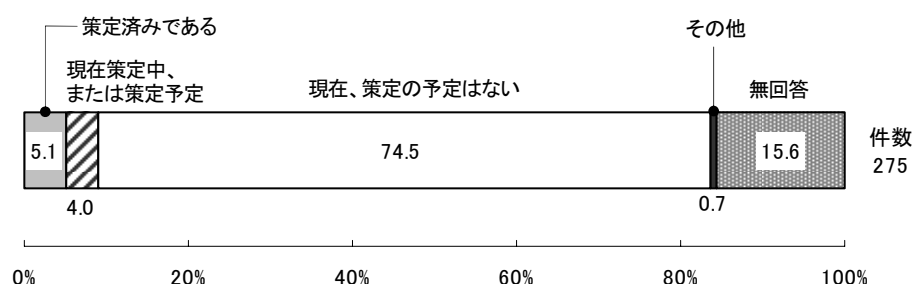
【現状と課題】

子どもを生み育てたいと望む人たちが安心して子育てし、子どもたちを健やかに育てることができる環境を整備するために、長時間労働の改善を含めた働き方の見直しを進めるとともに、柔軟な勤務形態を導入するなど、環境整備に積極的に取り組んでいくことが重要です。

また、急速に少子・高齢化が進む中、板橋区においても総人口に占める高齢者の割合は 19.95%（外国人を含む 65 歳以上の区民：平成 22（2010）年 1 月 1 日現在）で、今後も高齢者の増加とともに介護を要する高齢者も増えることが予測されます。

「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」（平成 21（2009）年 7 月）において事業所を対象に「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定状況」を尋ねたところ、74.5%と 7 割を超える事業所が「現在、策定の予定はない」と回答しました。

ワーク・ライフ・バランスを推進することは、企業にとっても、優秀な人材を確保・定着させ、企業のイメージや社会的評価を向上させるなど、さまざまなメリットがあることへの理解を深め、育児や家族の介護を行いながらも、就労を続けることができるような職場環境整備への支援が必要です。



図表 3－5 事業所における一般事業主行動計画の策定状況

板橋区男女平等に関する意識・実態調査（平成 21 年度）

施策の方向 12 ワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備

ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要な経営者等の意識改革や職場環境整備を促進するための支援を進めます。

No.	取 組	取組の内容、方策、事業など
29	職場の環境整備 に向けた支援	ワーク・ライフ・バランス推進のための事業者に向けた相談や関連法規・制度等の周知などを行います。 ・ 社会保険労務士による経営相談 ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要な情報提供

施策の方向 13 ワーク・ライフ・バランスを推進する企業・

事業所を社会的に評価する仕組み構築

ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む区内企業等に対し区の認定・表彰制度を創設するなど、先進事業者や取組内容を広くアピールするとともに他の企業等への波及を促進します。

No.	取 組	取組の内容、方策、事業など
30	推進企業・事業 所に対する顕彰	ワーク・ライフ・バランス実現に向けて職場環境整備を行う企業・事業所を評価するなどの具体的な取組を行います。 ・ 推進事業者表彰 ・ 推進事業者先進事例集作成 ・ 産業融資制度における利子補給優遇

課題 10 子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実

【現状と課題】

板橋区では、男女がともに、家庭と仕事や地域生活を両立させ、子どもを健やかに育てられる環境を整備するため、保育サービスの充実、地域での子育て支援及び情報提供などの取組を行ってきました。しかしながら、板橋区の保育所待機児童数は、461人（平成22（2010）年4月1日現在）と、東京23区で3番目に多くなっており、学童クラブの待機児童数も64人（平成22（2010）年4月1日現在）となっています。

また、介護についても、高齢化の進展による要介護者の増加などにより、就労しながら家族の介護を担うケースなどが予想されます。高齢者等の家族を支援する介護サービス等の充実を図り、男女がともに仕事と家庭の両立が可能な社会環境を実現していく必要があります。

施策の方向 14 多様なライフスタイルに対応した子育て支援

育児をしながら働く区民をサポートするため、さまざまな子育て支援サービスを充実するとともに地域における子育て支援を推進します。

No.	取組	取組の内容、方策、事業など
31	保育サービスの整備	保育サービスの定員を拡大するなど子どもを安心して育てられる環境を整備します。 ・ 保育園の整備 ・ 認定子ども園の設置 ・ 家庭福祉員 ・ 病児保育 ・ 預かり保育 ・ 育児支援ヘルパー ・ トワイライトステイ ・ 認証保育所の整備 ・ 延長保育の拡充 ・ 病後児保育 ・ ファミリー・サポート・センター事業 ・ 要支援児保育 ・ ショートステイ ・ 一時保育
32	子どもの居場所整備	学校や児童館等を中心に子どもたちが放課後を安全に過ごせる環境を整備するとともに、地域との連携による子どもの居場所づくりを推進します。 ・ 児童館子育てサポート ・ ファミリー・サポート・センター事業 ・ 乳幼児専用ルーム「すくすくサロン」 ・ 地域子育て支援拠点事業「O・1・2ひろば」 ・ 子育てグループ支援「幼児ふれあいひろば、のびのびひろば」 ・ 母親教室 ・ 子育て通信「すくすく」 ・ 地域子育て支援拠点事業「森のサロン」 ・ 板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」推進 ・ いきいき寺子屋プラン ・ 学童クラブでの児童受け入れ ・ 子育て支援者養成システム ・ 子育て支援者グループの交流

施策の方向 15 子育てに関する相談支援

子育てに関する不安や児童自身の悩みに対応する相談事業を実施します。

No.	取組	取組の内容、方策、事業など
33	子育てに関する相談の充実	気軽に相談できる多様な場づくりを推進します。 ・育児相談の充実 ・子どもなんでも相談 ・すくすくサロン巡回相談 ・地域子育て支援拠点事業「0・1・2ひろば」 ・地域子育て支援拠点事業「森のサロン」 ・こんにちは赤ちゃん事業 ・新生児訪問指導（産後うつ対応の充実） ・離乳食訪問お助け隊事業

施策の方向 16 高齢者・障がい者とその家族を支援する

福祉サービスの充実

高齢者や障がい者を地域全体で支えるとともに、介護等を担う家族の支援を充実するために、相談体制の拡充を図ります。また、家族の支援を進めるプログラムや地域でボランティア活動を行う人材の育成など新たなサポート体制を構築します。

No.	取組	取組の内容、方策、事業など
34	高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実	地域全体で支援する体制づくりを進めます。 ・おとしより相談センター（地域包括支援センター）の拡充 ・認知症家族支援プログラム ・認知症高齢者援護事業 ・地域ボランティア養成事業 ・介護実習普及センター運営 ・高齢者虐待専門相談室運営 ・障がい者相談支援体制の拡充 ・障がい者緊急保護施設の運営 ・障がい者自立生活支援事業介護セミナー ・福祉総合相談

課題 11 男女がともに家庭生活を担うための支援

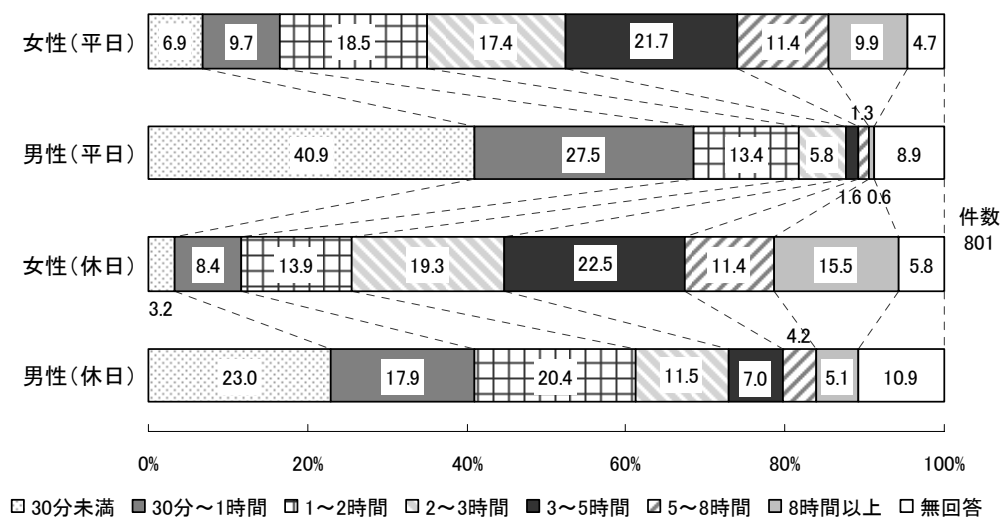
【現状と課題】

男女平等参画社会実現の大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた固定的な性別役割分担意識です。このような意識は時代と共に変わりつつあるものの未だに根強く残っています。

「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」（平成 21（2009）年 7 月実施）で、一日あたりの家事・育児に携わる時間を男女別にみると、女性は平日・休日ともに「3～5時間」とする割合が最も多くを占めているのに対し、男性は平日・休日ともに「30分未満」が最も多くなっていることから、男性が家事・育児をしていないことがわかります。

これを「自分も配偶者も働いている」とする共働き世帯（平日）の状況でみると、女性では「3～5時間」（26.7%）が最も多く、「2～3時間」（23.3%）、「1～2時間」（22.7%）と続いており、これらで全体の 7 割以上を占めています。一方、男性は「30分未満」（33.3%）が最も多く、「30分～1時間」（32.2%）と 1 時間未満で 6 割以上を占めています。

男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会を実現するためには、区、区民、企業・事業所等が連携し、社会全体で取組を進めるとともに固定的性別役割分担意識を解消し、男女平等参画に関する認識を深めていくことが必要です。



図表 3-6 一日あたりの家事・育児に携わる時間（男女別、平日・休日別）
板橋区男女平等に関する意識・実態調査（平成 21 年度）

【上段：回答数、下段：割合(%)】									
	調査数	30分未満	30分～1時間	1～2時間	2～3時間	3～5時間	5～8時間	8時間以上	無回答
調査数	240 100.0	32 13.3	36 15.0	47 19.6	40 16.7	44 18.3	26 10.8	9 3.8	6 2.5
男性 自分も配偶者も働いている	90 100.0	30 33.3	29 32.2	13 14.4	5 5.6	4 4.4	3 3.3	1 1.1	5 5.6
女性 自分も配偶者も働いている	150 100.0	2 1.3	7 4.7	34 22.7	35 23.3	40 26.7	23 15.3	8 5.3	1 0.7

図表 3-7 共働き世帯（平日）の家事・育児に携わる時間（男女別）

板橋区男女平等に関する意識・実態調査（平成 21 年度）

施策の方向 17 男女が協力して家事・育児・介護等を担うための支援

男女がともに家事・育児・介護等を担っていけるよう、固定的性別役割分担意識を解消するための支援を行います。

No.	取組	取組の内容、方策、事業など
35	意識啓発に向けた支援	特に男性を対象とした固定的性別役割分担意識解消のための啓発・広報を進めます。また、法に基づく育児・介護休業制度の周知や「イクメン」*等を活用した広報等により男女がともに家庭生活を担う社会づくりに向けた取組を展開します。 ・男性の意識向上のための講座等の実施 ・ライフステージに応じた実践的な講座等の実施 ・障がい者自立生活支援事業介護セミナー ・ロールモデルの発掘・活用 ・育児・介護休業制度の普及・啓発

* イクメン…イクメンとは、子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のこと。または、将来そんな人生を送ろうと考えている男性のこと。

厚生労働省では、イクメンプロジェクトにより、育児にもっと関わりたいという男性のため、男性も育児休業が取りやすい環境づくりに、社会全体でより積極的に取り組んでいくことを推進しています。

課題 12 男女がともに地域活動に参画するための支援

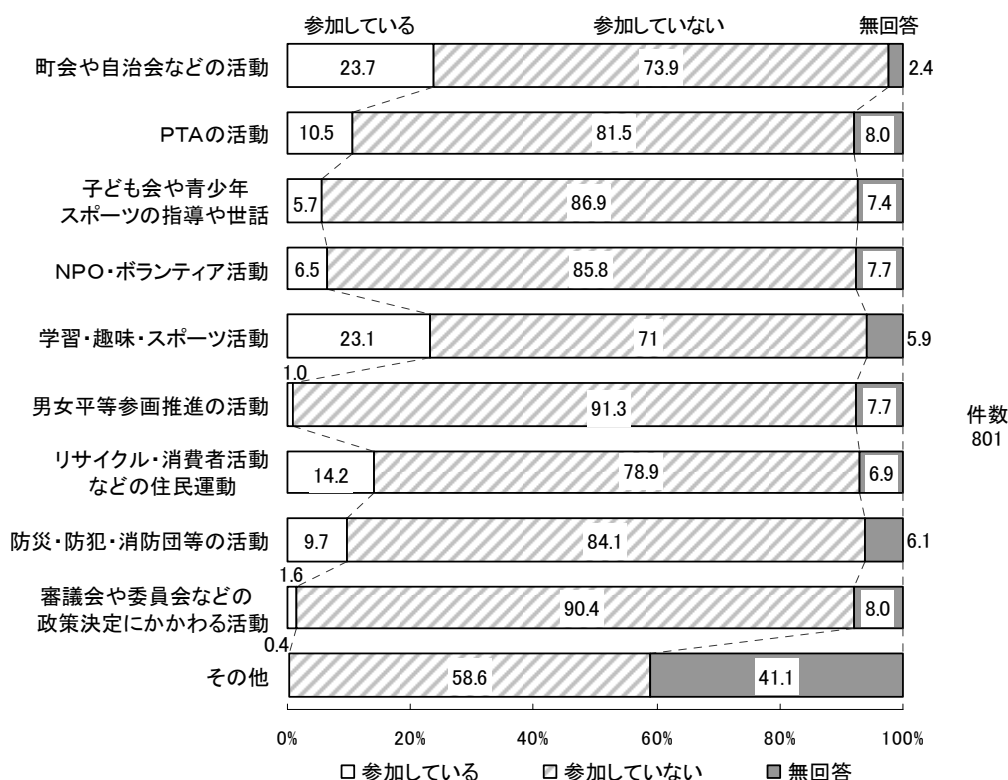
【現状と課題】

区民にとって最も身近な地域では、町会・自治会等による防災活動、環境保全活動等さまざまな地域に根ざした活動が行われています。地域においては、高齢化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等のさまざまな変化が生じており、男女がともに地域活動を担っていくことが必要です。

しかし、「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」（平成 21（2009）年 7 月実施）によると、区民の地域活動への参加状況（現状）は、全体として「参加していない」が 7 割から 9 割を占め、地域活動への参加が芳しくない状況がうかがえます。

地域社会が変化し、人々の心のふれあいや連帯感の低下が見られる今日では、男女がともに地域に参画し、ボランティア、子育てグループ等の活動や町会・自治会、商店街の取組などまちぐるみで地域の活性化を図ることで、より生活しやすい豊かな地域社会をつくっていく必要があります。

まちづくり、防災、環境・リサイクル、子育て支援活動等、地域のあらゆる分野の組織の運営や活動の進め方において、男女平等参画の視点を反映させ推進していくことが必要です。



図表 3-8 地域活動への参加状況

板橋区男女平等に関する意識・実態調査（平成 21 年度）

施策の方向 18 地域活動への参画促進

地域力を高め、持続可能な社会を築いていくため、男女平等参画の考え方があらゆる地域活動の基本要件となるよう基盤を整備し、一人ひとりが様々な地域活動に主体的に参画できるよう取り組みます。

No.	取 組	取組の内容、方策、事業など
36	地域活動への参画支援	環境問題や防災問題など多くの地域における課題解決等も含め、男女がともに町会・自治会、ボランティアなど地域の多様な主体へ参画するための支援を推進します。 ・町会連合会主催講演会及び各支部主催研修費補助 ・ボランティア情報の提供 ・NPOボランティア活動の活性化、協働推進 ・町会・自治会への参加促進 ・リサイクル推進員 ・環境美化・リサイクル活動を行う組織への参加促進 ・防災活動を行う組織への参加促進

めざす姿 4

男女の平等と人権が尊重される社会

男女平等参画社会実現の妨げとなる女性に対するあらゆる暴力が根絶され、男性も女性も、すべての人々がお互いの人権を尊重できる社会をめざします。

課題 13～18 で示した施策の方向 19～25 は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく板橋区の「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」とします。

【成果指標】

指 標	現状 (直近値)	計画期間中の目標値
配偶者からなぐったりけったりなどの身体に対する 暴力行為を受けた経験がある人の割合 (板橋区男女平等に関する意識・実態調査 区民)	12.9% (平成 21 年度)	なくす
誰(どこ)に相談してよいかわからなかった人の割合 (板橋区男女平等に関する意識・実態調査 区民)	7.2% (平成 21 年度)	なくす

課題 13 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた啓発・教育

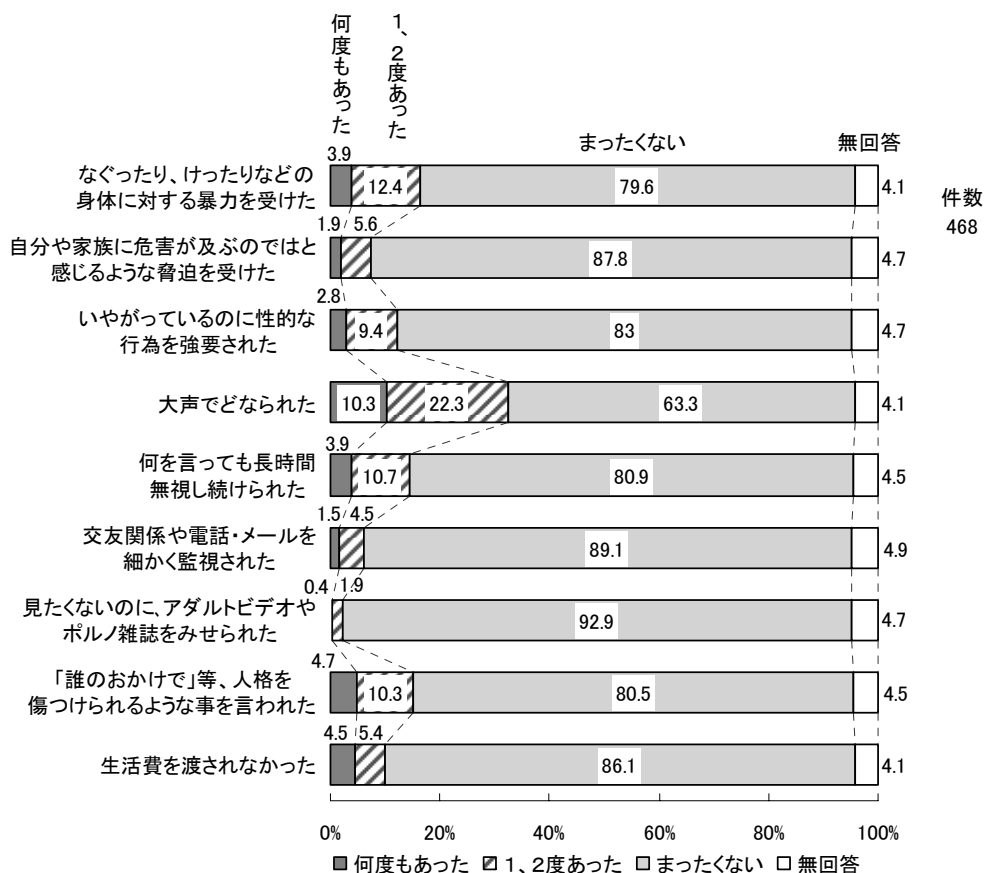
【現状と課題】

男女平等参画社会は、男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的な取扱いを受けない社会です。異性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その根絶を図ることは行政の責務であるとともに、男女平等参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

また、近年、配偶者等による暴力のみではなく、若年層におけるデートDV※8なども増加・深刻化の傾向が見られます。

いずれの場合も、その防止には、個人の尊厳を傷つける暴力を絶対に許さないという意識を、若いうちから社会全体で共有していくことが必要です。

「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」（平成 21（2009）年7月実施）によると、DVを受けた経験が「ある」と回答した女性（「何度もあった」と「1、2度あった」の合計）の内容と割合は「大声でどなられた」（32.6%）、「なぐったり、けったりなどの身体に対する暴力を受けた」（16.3%）、「“誰のおかげで”等、人格を傷つけられるような事を言われた」（15.0%）などとなっています。



図表 3－9 DV被害経験の状況（女性）

板橋区男女平等に関する意識・実態調査（平成 21 年度）

施策の方向 19 女性に対する暴力の防止に向けた啓発の推進

「女性に対する暴力をなくす運動」や「いたばしパープルリボンプロジェクト*」を普及させるなど、女性に対する暴力を容認しない社会風土づくりを効果的に進めます。

また、近年増加・深刻化するデートDVについて広く理解を促すため、若年層を対象とする啓発、教育・学習の充実を図ります。

*いたばしパープルリボンプロジェクト…女性に対する暴力根絶運動のシンボルである「パープルリボン」を活用し、女性への暴力防止に向けたメッセージを広く発信していくためのプロジェクトです。区民との協働によるキルト作りや各種イベント等への参加など幅広い活動を展開していきます。

No.	取 組	取組の内容、方策、事業など
37	女性に対する暴力防止に関する普及・啓発	配偶者暴力に関する正しい知識の普及と理解を促進するための取組を行います。 ・DV 防止関係資料による情報提供 ・セミナー等の実施 ・いたばしパープルリボンプロジェクト等戦略的なPR実施
38	学校等と進める予防教育	小中学校や高校、大学等と協働してDV防止に向けた予防教育を推進します。 ・区立小中学校における人権教育の充実 ・高校・大学等と協働した予防教育の検討・実施

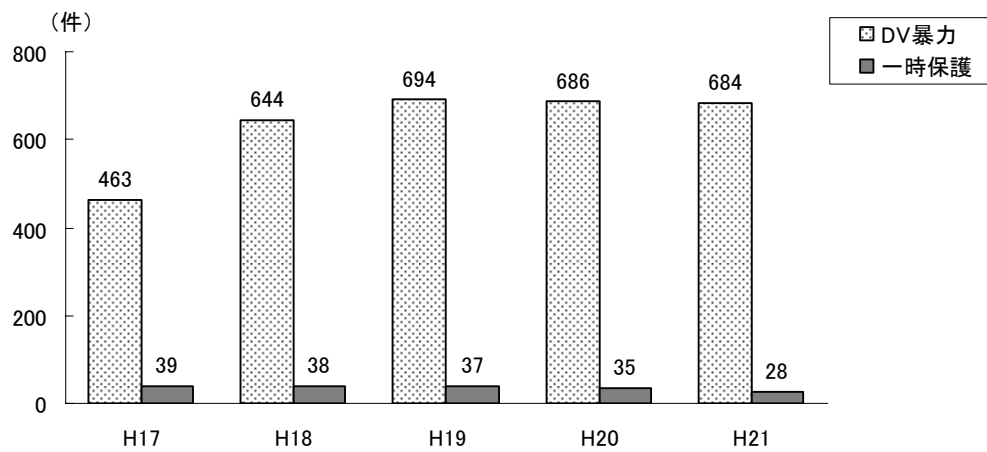
課題 14 DV被害者の立場に立った相談体制の構築

【現状と課題】

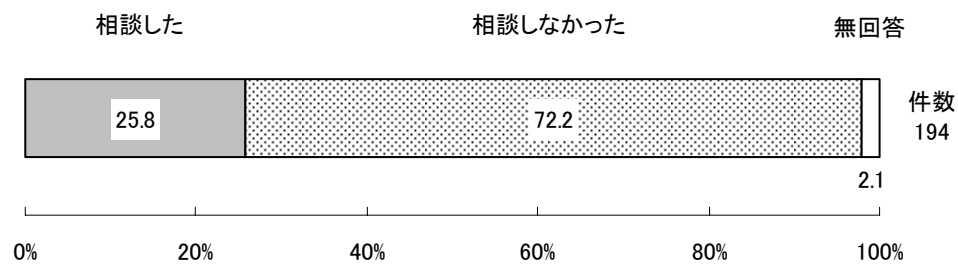
配偶者や交際相手からの暴力は、外部からの発見が困難なうえ、個人的な問題としてとらえられやすい傾向があるため、本人でさえも被害者であることに気づくのが遅れ、被害が潜在化・長期化しやすい傾向があります。

「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」（平成21（2009）年7月実施）によると、DVのいずれかの行為を受けたことがあると答えた女性（図表3-9）に、相談の有無を尋ねたところ、72.2%が「相談しなかった」と答えており、被害の潜在化が考えられます（図表3-11）。

また、被害は24時間いつでも起こる可能性があり、その対応には緊急性を要する場合があります。板橋区における平成21（2009）年度の配偶者／パートナーからの暴力相談件数は684件、そのうち一時保護件数は28件となっています。被害者が一人で悩むことなく、相談者の負担を軽減させるためにも、相談窓口の整備など、迅速な対応による被害の最小限化への取組はもとより、早期発見のために地域全体で取り組む仕組みづくりが必要です。



図表 3-10 配偶者／パートナーからの暴力相談件数の推移（板橋区）
（一時保護件数は内数）



図表 3-11 受けた時の相談の有無（女性）
板橋区男女平等に関する意識・実態調査（平成 21 年度）

施策の方向 20 早期発見へ向けた仕組みづくり

DV被害者の中には、自分が被害者であると気がつかない人や、加害者への恐怖などから支援を求められない人がいます。関係機関に対して協力を要請し、潜在化しているDVの早期発見と対応に努めます。

No.	取組	取組の内容、方策、事業など
39	通報に関する情報の周知	配偶者等から暴力を受けている者を発見した時の通報制度の周知に向けた取組を推進します。 ・通報制度の周知 ・民生委員、医療関係者等関係機関との連携

施策の方向 21 DV相談体制の強化・充実

DV被害者が相談しやすい窓口の整備により被害の潜在化を防止するとともに、被害の程度や状況に応じたきめ細かな対応が行える相談体制を整えます。

さらに、①通報関係業務、②裁判所への書面提出など保護命令業務、③配偶者暴力相談の証明関係業務を新たに付加し、被害者支援の中核を担う配偶者暴力相談支援センターとしての機能整備を推進します。

No.	取組	取組の内容、方策、事業など
40	相談に関する情報の周知	必要とする人に必要な情報が届くための取組を推進していきます。 ・多様な媒体を活用した相談窓口の周知
41	配偶者暴力相談支援センター機能を果たす施設の設置	DV被害者支援の中核を担うセンター機能整備を推進し、総合的に被害者支援を行う体制づくりを推進します。 ・DVに関する専門相談 ・福祉事務所等との連携強化

課題 15 緊急時における被害者の安全確保と適切な支援

【現状と課題】

加害者からの暴力は被害者の生命に危険を及ぼす場合もあることから、DV被害者やその子どもの安全確保のためには、緊急かつ迅速な対応が求められます。

「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」（平成 21（2009）年 7 月実施）によると、DVを受けた経験の有無の状況について、「なぐったり、けったりなどの身体に対する暴力を受けた」では、16.3%が「あった」（「何度もあった」「1，2 度あった」との合計）としています。また、「自分や家族に危害が及ぶのではと感じるような脅迫を受けた」では、7.5%が「あった」と回答しています（図表 3-9）。

緊急時において、被害者を安全に一時保護し、適切な支援を行うためには、被害者の意向・自己決定を尊重して対応するとともに、区のみならず東京都配偶者暴力相談支援センターや警察、他自治体等、関係機関との連携体制を整備することが重要です。

施策の方向 22 DV被害者の一時保護

高齢者、障がい者、外国人などを含む被害者一人ひとりの状況に応じた安全な保護体制を推進します。

No.	取 組	取組の内容、方策、事業など
42	緊急時の保護体制整備	被害者の安全と安心を確保しながら、状況と必要性に応じた保護を行います。 ・ 都道府県配偶者暴力相談支援センターとの連携 ・ 母子緊急一時保護事業 ・ DV 被害者保護 ・ 警察との連携強化

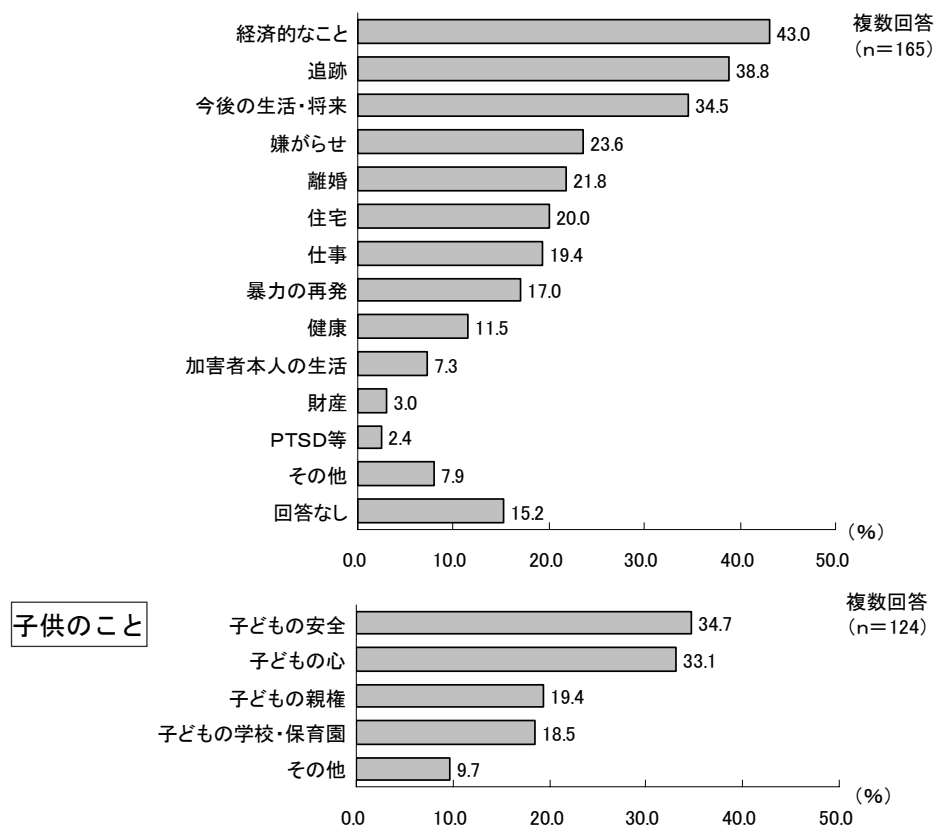
課題 16 DV被害者が自立するための支援

【現状と課題】

長期間の暴力により、暴力から逃れた後も心理的な影響に悩む被害者も多く、心身とも被害が深刻で、回復には時間がかかることもあります。平成 20（2008）年度に東京都生活文化スポーツ局が実施した「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査」では被害者が不安に思っていることとして「経済的なこと」（43.0％）が最も多く、「加害者の追跡」（38.8％）、「今後の生活・将来」（34.5％）など生活していく上での不安が多くみられます。子どものいる被害者の場合は「子どもの安全」（34.7％）、「子どもの心」（33.1％）への不安が多くなっています。

内閣府が平成 18（2008）年に実施した「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」によると、「仕事はしていない」と回答した人の求職状況では、「仕事を探している」は 36.9％で、「仕事を探したいが探せない」（心身の不調や乳幼児がいるなどの理由で）が 48.8％で約半数となっています。

被害者がその生活を再建し、自立できるまでは、就労や住宅の確保、子どもの教育等さまざまな課題があり、関係各課が連携を図り、被害者に対して相談から自立まで総合的に支援する必要があります。



図表 3-12 被害者本人が不安に思っていること

出展：東京都生活文化スポーツ局「配偶者暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査」（平成 20 年度）

施策の方向 23 自立生活再建のための支援体制

加害者の追跡が及ばないように、被害者の個人情報管理に細心の注意を払いながら各種手続きに対応します。また、被害者の生活再建に向けた一連の支援体制と、被害者の子どもに対するケア体制を充実します。

No.	取 組	取組の内容、方策、事業など
43	庁内各種手続きの円滑化	自立支援を申請する際の加害者と遭遇する危険性の回避や被害者の心理的負担軽減に向けて仕組みづくりを進めます。 ・DV 相談共通シートの作成に向けた検討
44	被害者等に関わる情報の保護	被害者に対する安全確保のため被害者情報に関する保護を徹底します。 ・住民票の写しの交付制限等が適切に運用されるための取組
45	生活再建に向けた支援	被害者の自立に向けた切れ目のない支援を行います。 ・生活の支援 ・就労に向けた支援 ・住宅確保に向けた支援 ・国保・年金制度に関する適切な情報提供 ・就学の支援 ・保育の支援 ・被害者支援マニュアル ・連携会議
46	子どもへの継続的な支援	DV家庭等で育った子どもに対し、一人ひとりの状況に対応した支援を行います。 ・要保護児童対策地域協議会 ・児童虐待防止ケアシステム研修会 ・虐待防止支援訪問 ・見守りサポート事業

課題 17 関係機関等との連携推進

【現状と課題】

配偶者暴力対策の取組が進むとともに、対策に関わる各機関の連携の重要性に対する認識も深まり、さまざまな領域で具体的な連携が進んでいます。板橋区では、平成14年度に区の関係機関、区内警察、支援に携わる民間団体を構成メンバーとする「配偶者からの暴力の防止及び被害者支援のための板橋区関係機関連絡会」を設置し、配偶者暴力対策における連携強化を図りながら対策の検討を行っています。法改正を踏まえて、今後も被害者の相談・自立支援機能強化に向け東京都や関係機関などと連携・協力し支援を進めます。さらに、民間団体等幅広い関係者との連携も推進します。

施策の方向 24 関係機関等との連携推進

相談体制の整備・充実、緊急時の安全確保や地域における継続的な自立支援に向けて、多様な関係機関が切れ目なく総合的に取り組むために庁内や区関係機関、東京都、各民間団体等との連携を推進します。

No.	取組	取組の内容、方策、事業など
47	関係機関や地域ネットワークとの連携協力推進	被害者への適切な支援に向けた連携体制づくりを推進します。 ・DV 担当者連絡会の充実 ・東京都配偶者暴力相談支援センター等との連携 ・警察、医師会等関係機関との連携 ・NPO等民間団体との連携 ・母子緊急一時保護事業 ・要保護児童対策地域協議会

課題 18 人材育成の推進

【現状と課題】

DV被害者に対する支援内容は、法的対応や心理的ケアにまで及ぶとともに、国や東京都の専門機関や警察などの関連機関との連携も必要であることから、被害者の支援を担当する職員等には、高度な専門知識や多様な状況に応じた適切な判断力等が求められます。また、被害者を支援する相談員等が被害者と同様の心理状態になる「代理受傷」や問題解決の困難性から意欲を失う「燃え尽き状態」等を防止するため、対策を講じていくことも必要です。

施策の方向 25 相談等に関わる人材の育成

各職務関係者に対し、現場における対応に重点を置いた研修等を実施し、資質向上を図ります。

No.	取組	取組の内容、方策、事業など
48	研修等の充実	相談員の質の向上・維持及び被害者への二次被害防止等に向けた継続的な取組を推進します。 ・ 専門研修等 ・ 二次被害防止のための研修 ・ 相談員の精神的ケアへの対応 ・ 研修等資料の提供

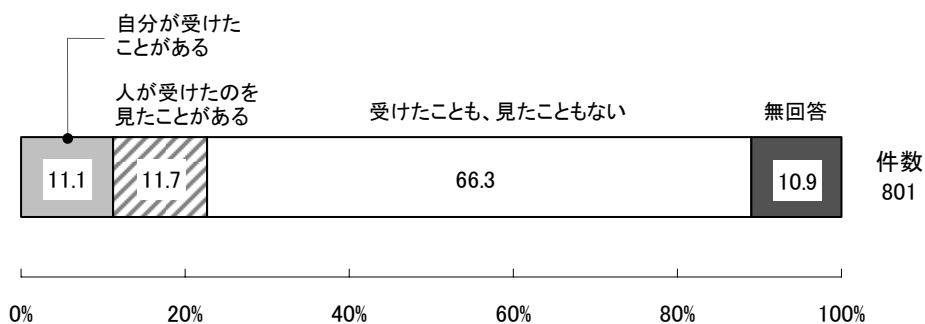
課題 19 性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力等への対応

【現状と課題】

男女がともに互いの個性と人権を尊重しながら生きていける社会をつくるためには、DV以外にも、個人の尊厳を侵害するあらゆる人権侵害や暴力行為の撲滅をめざす必要があります。

「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」（平成 21（2009）年 7 月実施）によると、セクシュアル・ハラスメントを「受けたことがある」と回答した人の割合は 11.1%、「人が受けたのを見たことがある」は 11.7%で、これらを合わせると約 2 割の人がセクシュアル・ハラスメントを受けたり、見たりした経験があることがわかります。セクシュアル・ハラスメントは、対象となった個人の名誉や尊厳を傷つけ、人権を侵害するだけでなく、能力の発揮を妨げるとともに生活へ深刻な影響を与えるものです。このような行為の防止に向けてさらなる対策が求められます。

また、メディアの提供する情報の中には、性別役割分担に基づくステレオタイプの男女像や女性の性的側面のみを強調した内容の表現等も見受けられ、男女平等参画を阻害する要因の一つになっています。高度情報化が進展する中では、各人が情報を主体的に読み解く力を養うための取組も重要です。



図表 3-13 セクシュアル・ハラスメントを受けた・見た経験の有無

板橋区男女平等に関する意識・実態調査（平成 21 年度）

施策の方向 26 性別等に基づく人権侵害の防止

性別等に基づくあらゆる人権侵害を予防し、根絶するための意識啓発を行ないます。

No.	取 組	取組の内容、方策、事業など
49	セクシュアル・ハラスメントの防止	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組を行います。 ・セクハラ研修等セクハラ防止に向けた啓発
50	性別等に基づくあらゆる人権侵害・暴力を予防し根絶するための意識啓発	甚大な人権侵害であるストーカー行為や性犯罪、性の商品化、心身の成長に甚大な悪影響を及ぼす恐れがある児童買春の防止に向けた取組を行います。 ・人権尊重に関する意識啓発の推進 ・性犯罪等の防止に向けた警察や区内交通機関等との連携

施策の方向 27 メディアへの対応

情報を主体的に読み解く能力を養う「メディア・リテラシー※9」の育成を進めます。

No.	取 組	取組の内容、方策、事業など
51	メディア・リテラシーの向上	メディアを正しく読み解く力を養うための取組を進めます。 ・メディア・リテラシーに関する普及・啓発

計画を推進するための仕組み

第四次行動計画を実効性のあるものとしていくため、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善検討）により計画事業の適切な進行管理を行うとともに、板橋区における「自己点検」の体制の拡充を図り、職員一人ひとりが率先して男女平等を推進していくための仕組みを構築します。また、特定事業主行動計画※10を着実に進め、区内事業所のモデルとしての役割を果たします。

方策1 計画の推進体制の充実

■ 計画の着実な推進

[進行管理と評価]

第四次行動計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善検討）を繰り返し行い、結果を次年度以降に反映させていきます。

○各年度における事業の実施状況及び進捗状況を把握・点検します。

○各事業が計画における目標（めざす姿）の達成及び課題の解決に向け、どのように効果があったか検証します。

○「板橋区男女平等に関する意識調査・実態調査」や「板橋区区民満足度調査」における意識や満足度等を成果指標とし、可能な限り中間年における効果測定を行います。

○実施結果に対する庁内における評価を男女平等参画審議会に報告し、審議会での意見を積極的に施策・取組に反映していきます。

[推進体制の整備]

○区の審議会における女性の委員比率の向上など、第四次行動計画における重点項目に全庁的に取り組む体制を構築します。

○ワーク・ライフ・バランスの推進やDV被害者支援など第四次行動計画の重点的な取組に向けて関係各課の連携体制の充実を図ります。

○区民・関係機関との連携を進めます。

＊区民との協働による事業展開

＊NPOをはじめ男女平等を推進する団体組織への支援・連携

＊区内大学、関係機関等との連携推進

■ 推進体制

○ 男女平等参画推進本部

男女平等参画施策を総合的に企画し、進行を管理し、及び実施結果を評価し、並びに調整を行うために、板橋区男女平等参画基本条例第 14 条により区長を本部長として設置

○ 男女平等参画推進本部幹事会

推進本部で決定した施策等を実施するために必要な事項を協議し調整等を行うため、板橋区男女平等参画基本条例施行規則第 5 条により設置

○ 板橋区男女平等参画審議会

男女平等参画社会の形成を推進するために板橋区男女平等参画基本条例第 22 条により、板橋区男女平等参画審議会を設置。第 23 条により（１）～（３）の所掌事項を区長の諮問に応じ審議、答申します。

（１）行動計画の策定に関する基本的な考え方

（２）行動計画の実施結果に関する評価

（３）その他男女平等参画社会の形成に関する重要事項

○ 板橋区男女平等参画苦情処理委員会

板橋区男女平等参画基本条例第 17 条により設置。区が実施する施策のうち、（１）男女平等参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる事項や（２）男女平等参画社会の形成を阻害すると認められる事項について、第 16 条第 1 項により苦情処理委員会に苦情の申立てをすることができます。

○ 板橋区立男女平等推進センター「スクエアー・Ｉ（あい）」

男女平等参画を推進するための拠点施設として設置。（１）～（５）の事業を行います。

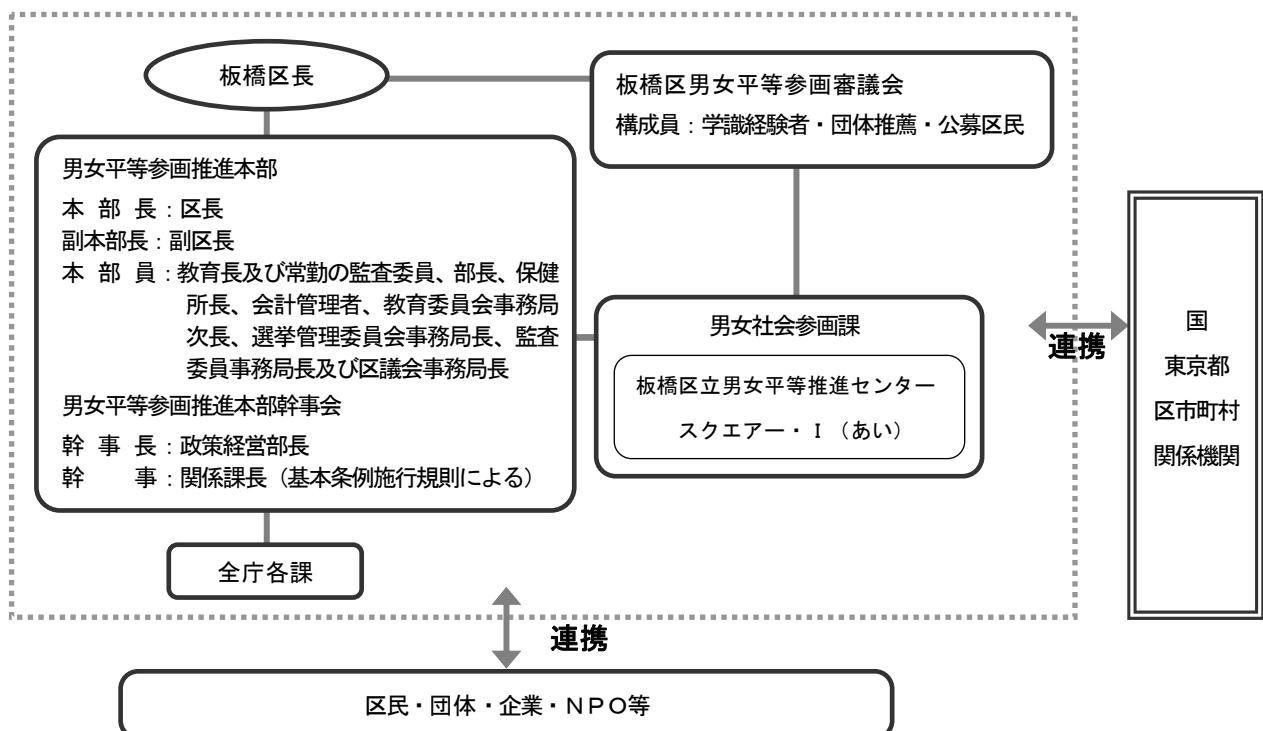
（１）男女平等の推進に関すること

（２）男女の社会参画の支援に関すること

（３）区民相互の交流と諸活動の支援促進に関すること

（４）施設の利用に関すること

（５）前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること



方策２ 板橋区における男女平等参画の推進

板橋区男女平等参画基本条例の基本理念に則り、板橋区が率先して男女平等参画を推進していくとともに、区内事業所のモデルとして特定事業主行動計画を着実に進めます。

○事業等のチェック

全庁、全施策を対象に施策の企画・立案・実施などの各段階において、第四次行動計画を踏まえて、「男女平等参画の視点」が反映されているかを点検するため、区全体で取り組む体制の構築を進めます。

①計画策定や新規事業の企画等において

（チェックの視点例）

- ・計画、事業の対象となる区民及びその現状を男女別に把握したか
- ・企画、立案、実施の際、女性と男性双方の意見を聞いたか、また、双方が参加したか
- ・事業の方向性を男女平等参画に配慮したか など

②イベントや会議の開催において

（チェックの視点例）

- ・事業の対象となる区民及びその現状を男女別に把握したか
- ・企画、立案、実施の際、女性と男性双方の意見をきいたか
- ・女性、男性双方にとって利用・参加しやすいような配慮をしたか など

③広報、パンフレット、ホームページ等を活用した区民への情報発信において

（チェックの視点例）

- ・性別による差別や固定的役割分担意識を助長するような表現になっていないか
- ・作成物の効果が男女平等参画社会の実現に寄与したか など

○区職員の意識改革

男女平等参画の視点から職員の意識改革や職場環境の点検を進めます。

①職員研修の充実

②女性管理職、係長級職員増加に向けた取組

③職務分担の男女平等推進

○板橋区特定事業主行動計画の着実な推進

・仕事と子育ての両立のために（子育て支援）

目標値（第2期板橋区特定事業主行動計画による）

①3歳に満たない子を養育している男性職員について、育児休業、部分休業、出産支援休暇、育児参加休暇または連続5日以上 of 休暇取得率を40%以上	平成21年度 28%
②そのうち、育児休業の取得率を10%以上	—
③3歳に満たない子を養育している女性職員のうち取得希望者について、育児休業、部分休業または育児短時間勤務の取得率を100%	100%
④小学校就学前の子どもがいる職員について、厚生労働省指針が定める超過勤務上限目安時間（360時間）を超える職員数を5名以内	42名

・仕事と生活の調和のために（ワーク・ライフ・バランス）

目標値（第2期板橋区特定事業主行動計画による）

①厚生労働省指針が定める超過勤務上限目安時間（360時間）を超える職員数を20名以内	平成21年度 90名
②年次有給休暇の取得率（繰越分は含まない）を85%以上	77%
③週休日の振替率（4時間超の勤務）を100%	—

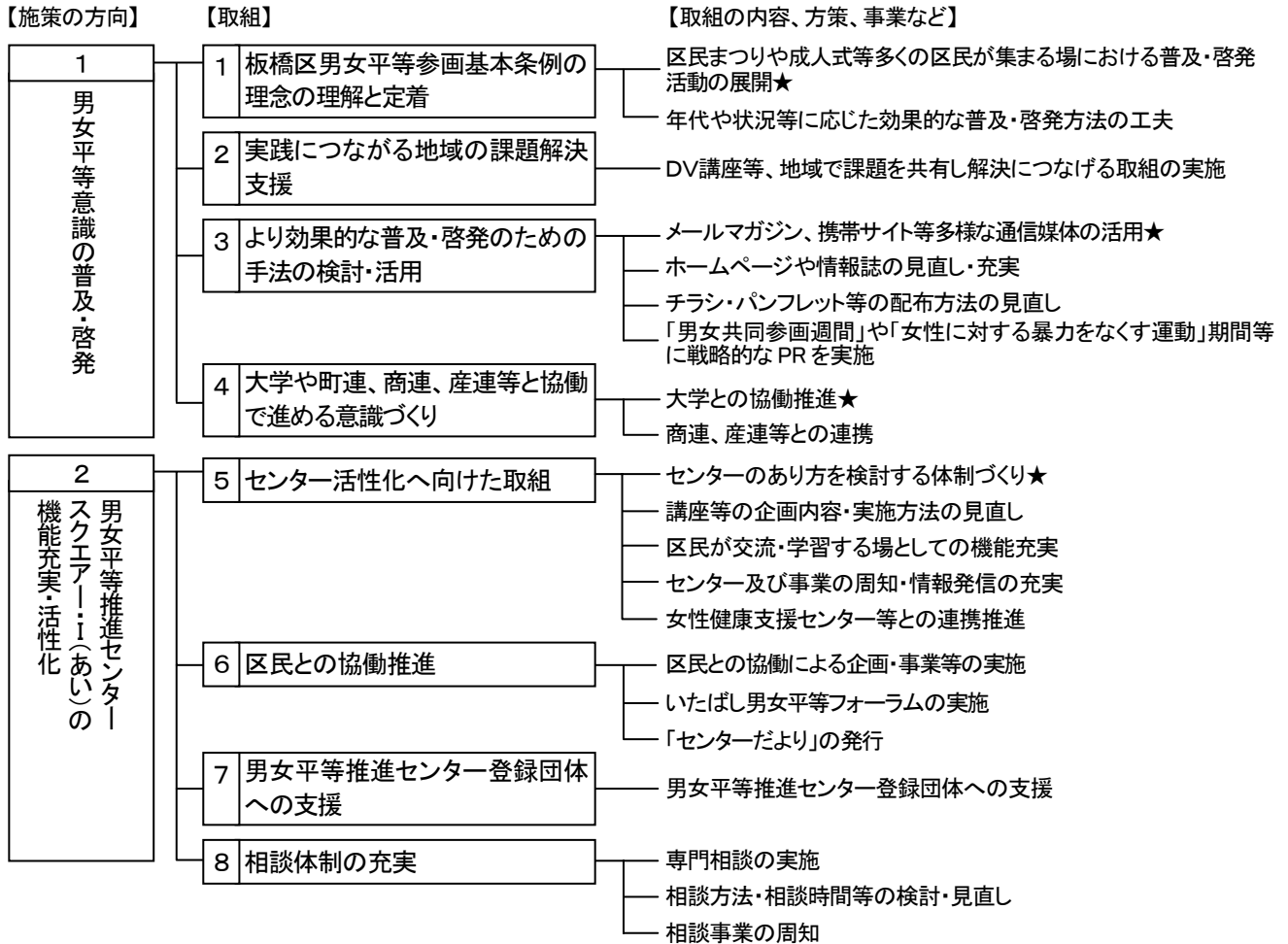
取組の内容・方策・事業等

<<取組の体系>>

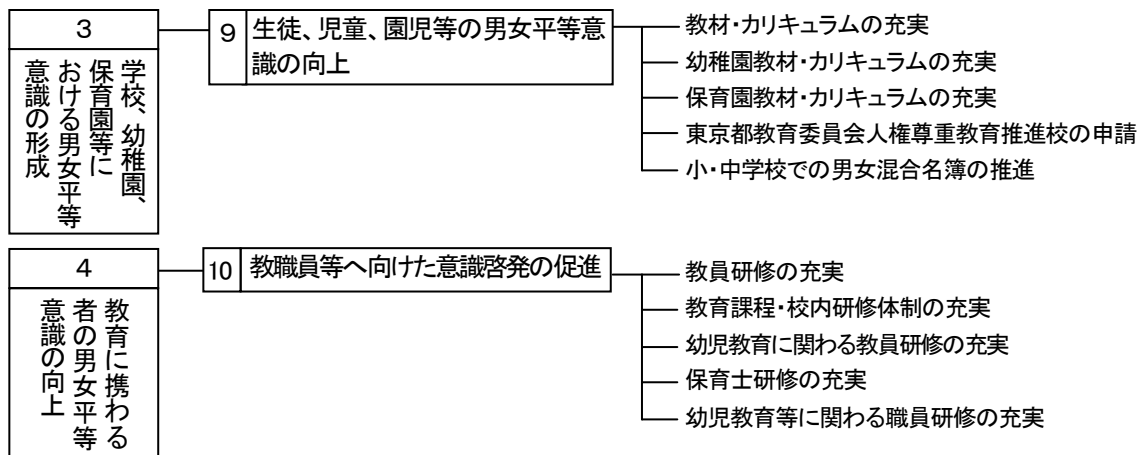
★は新規事業

めざす姿1 「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会

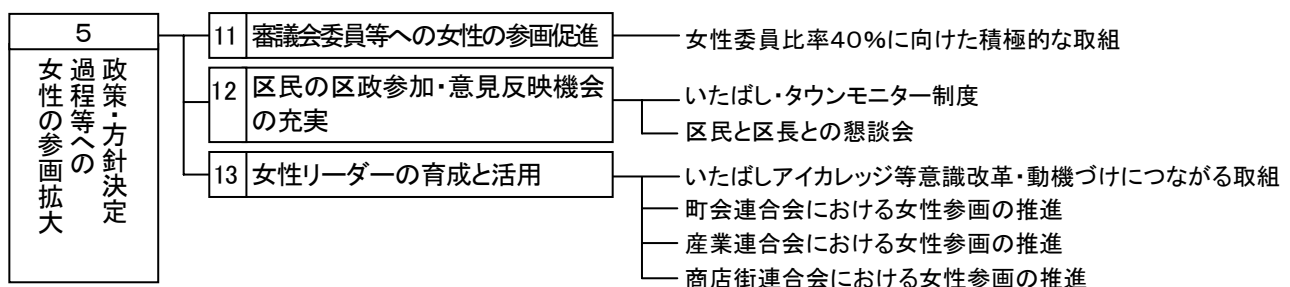
課題1 行動に結びつく男女平等の意識づくり



課題2 学校等における男女平等教育・学習の充実

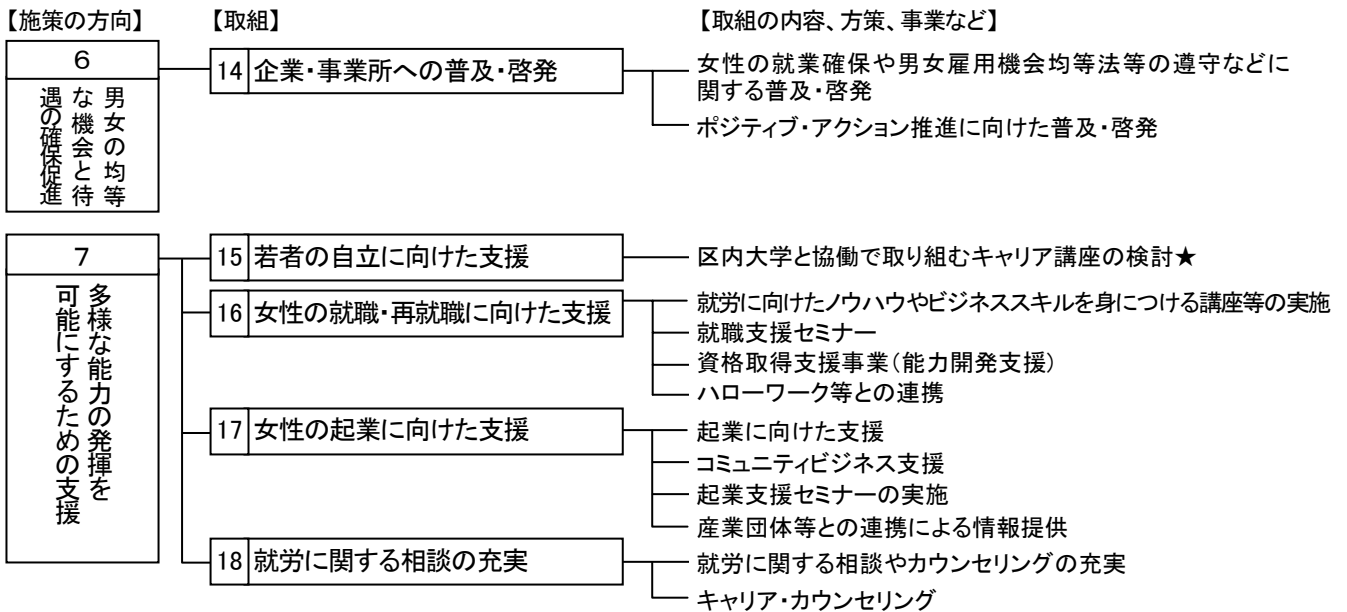


課題3 政策・方針決定過程等における女性の参画促進

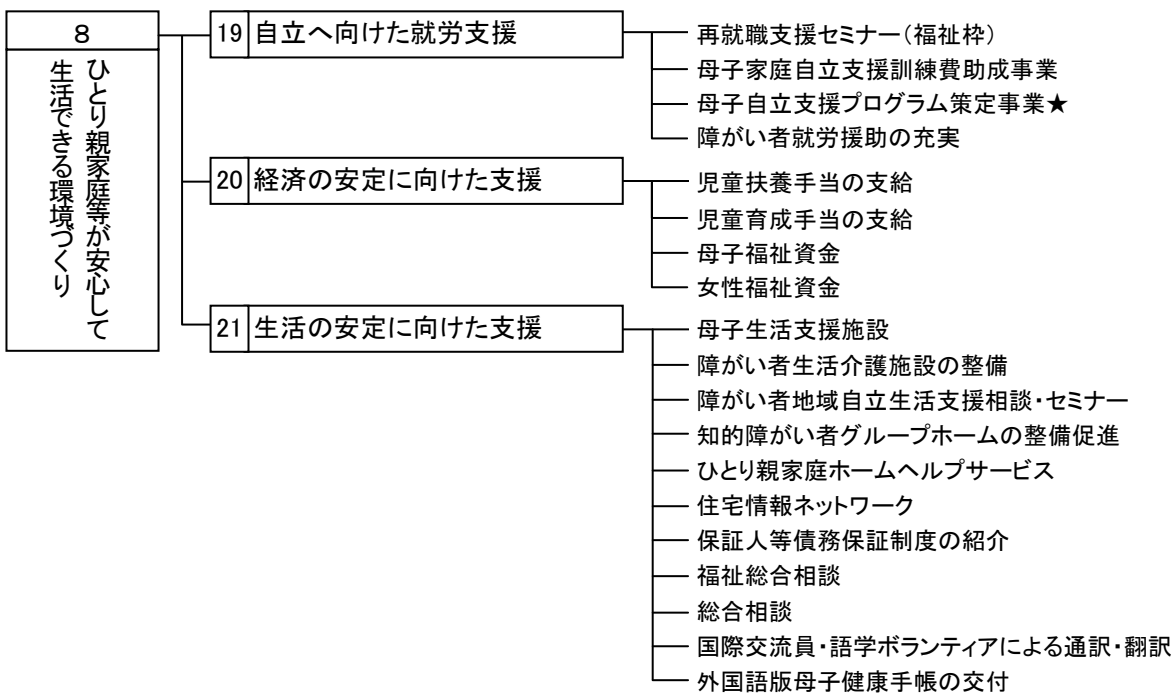


めざす姿2 生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会

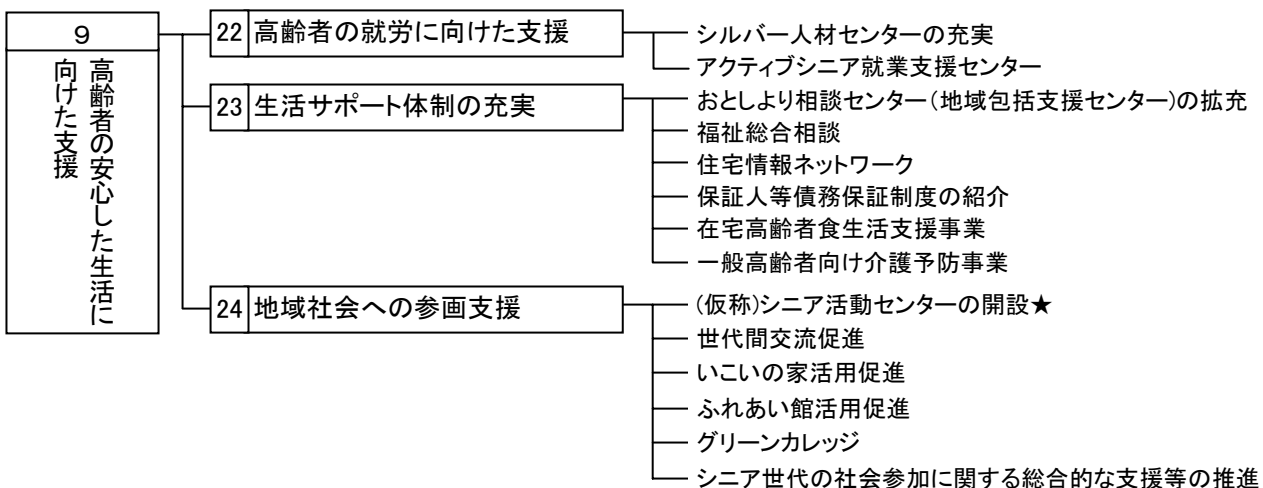
課題4 働く場における男女平等参画の推進



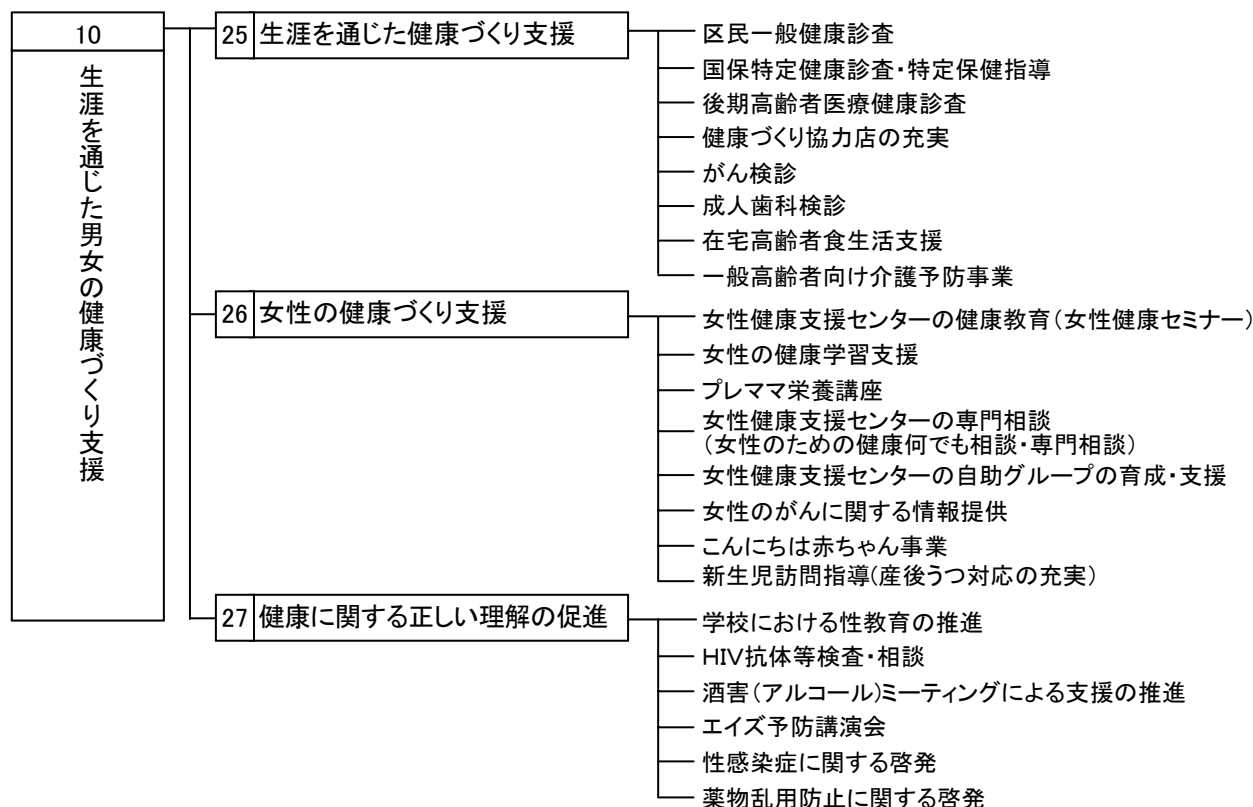
課題5 さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり



課題6 高齢期に安心して生活できる環境づくり

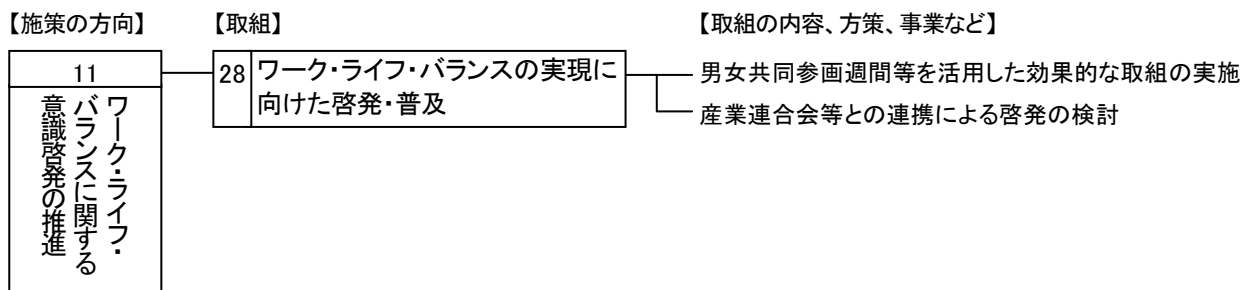


課題7 生涯にわたる心とからだの健康支援

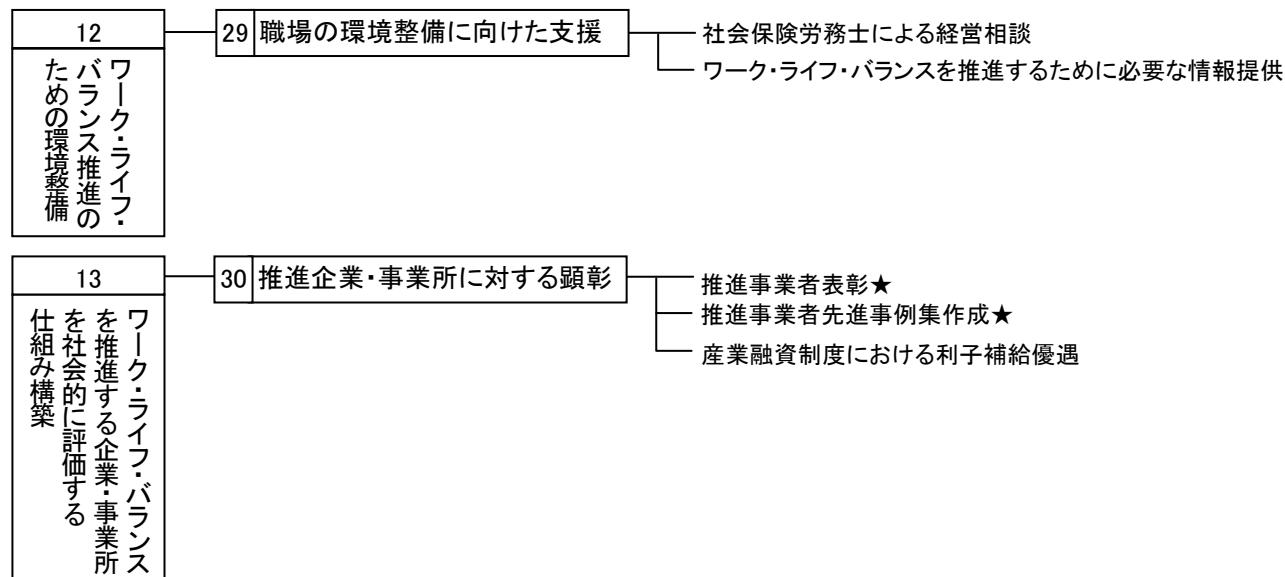


めざす姿3 男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会

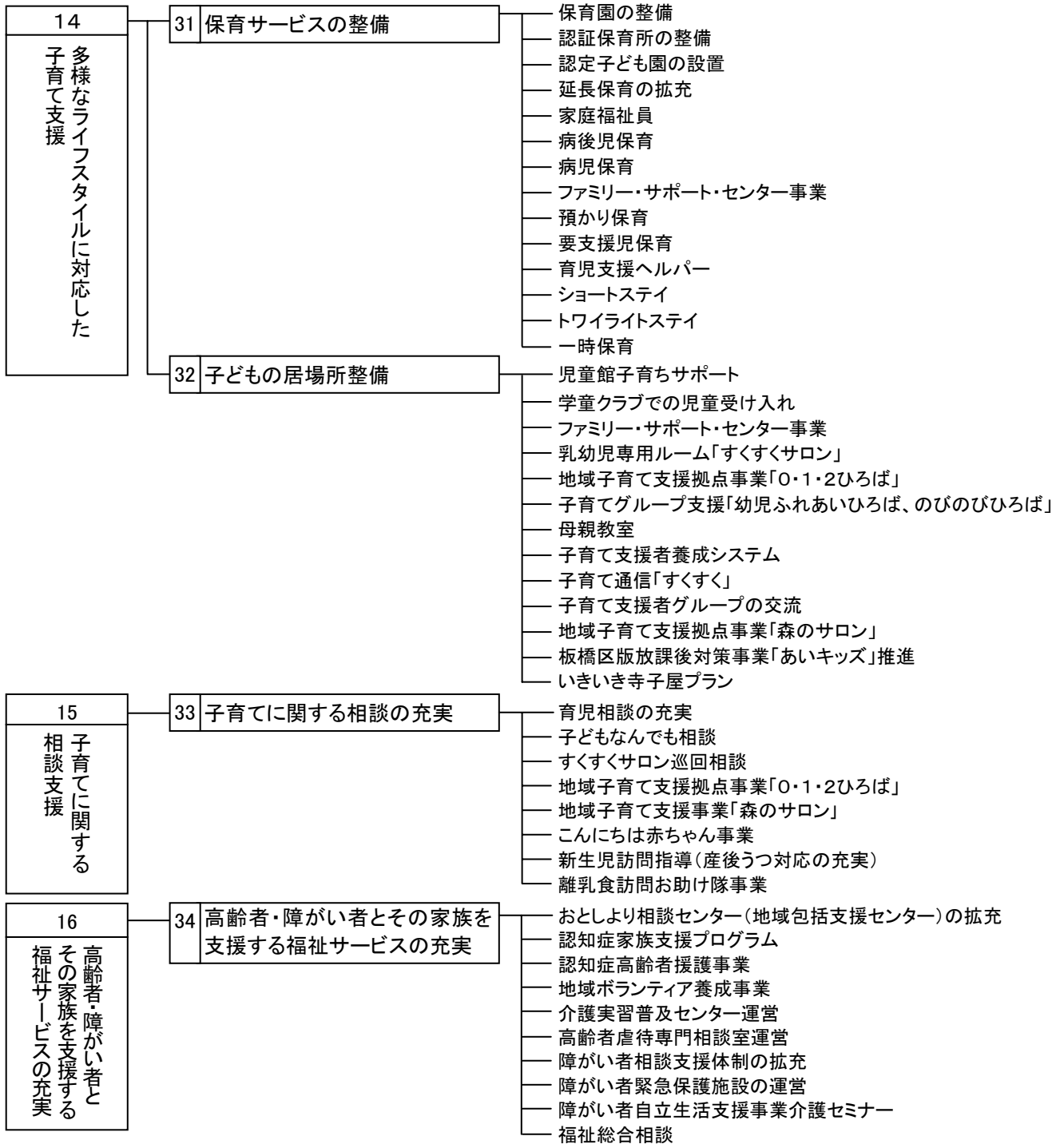
課題8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及・推進



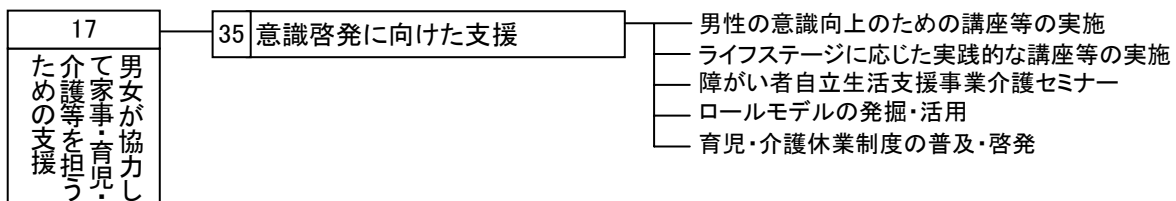
課題9 育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備



課題 10 子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実



課題 11 男女がともに家庭生活を担うための支援

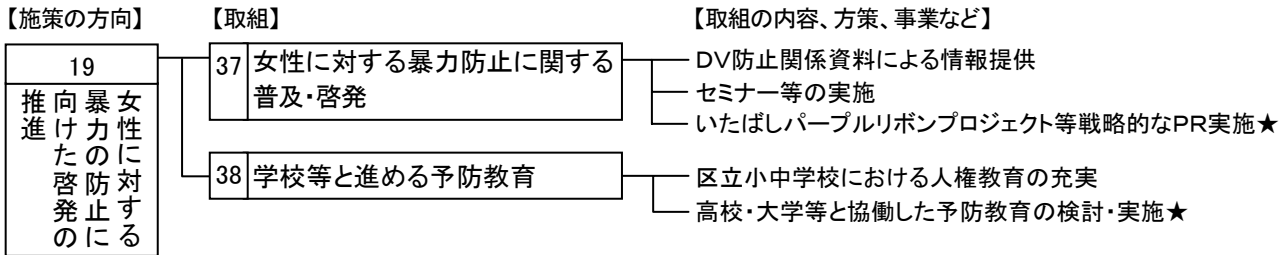


課題 12 男女がともに地域活動に参画するための支援

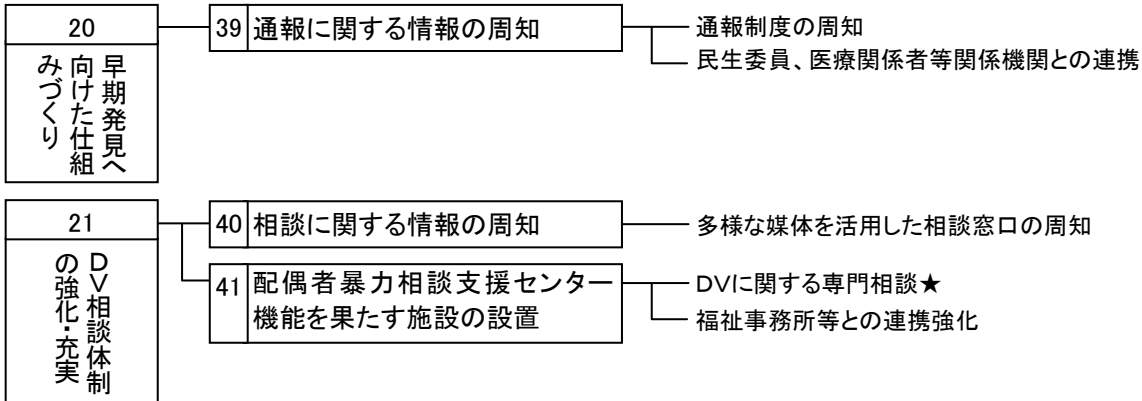


めざす姿4 男女の平等と人権が尊重される社会

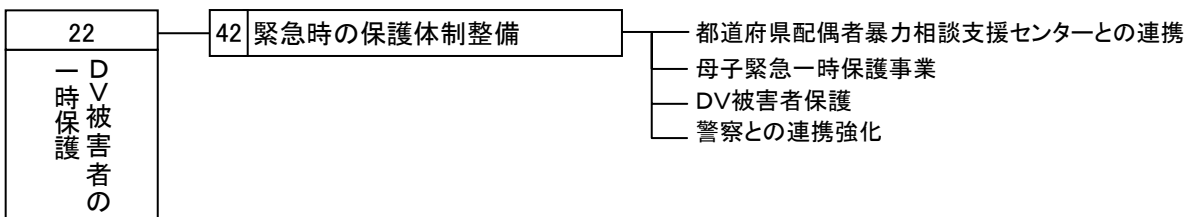
課題 13 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会への啓発・教育



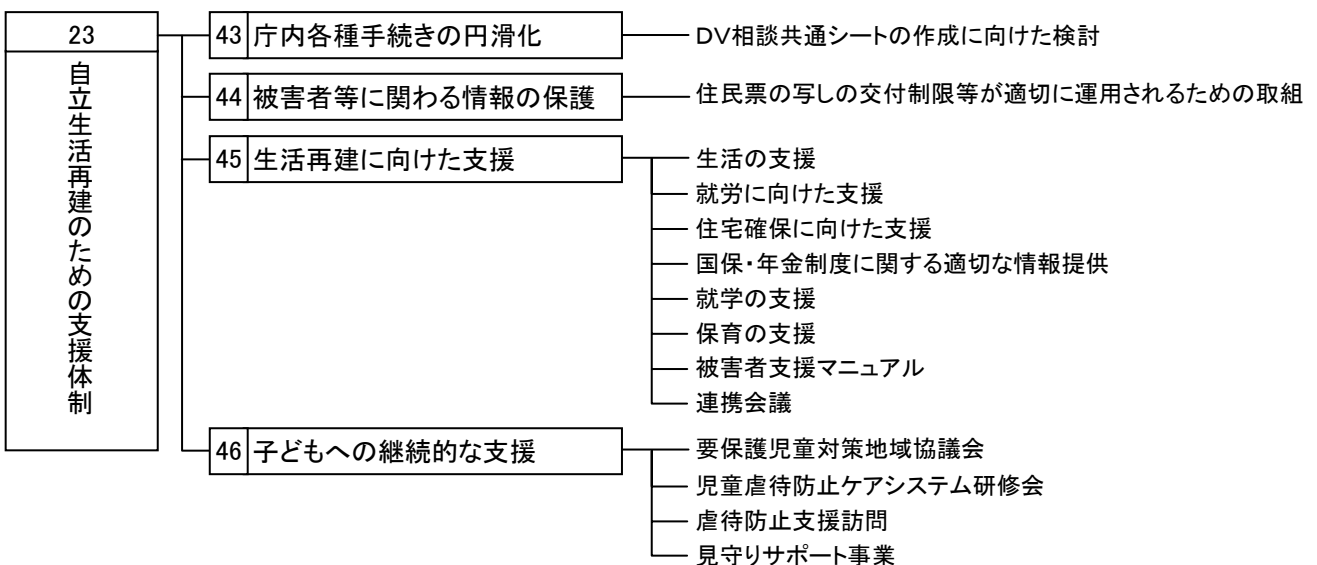
課題 14 DV被害者の立場に立った相談体制の構築



課題 15 緊急時における被害者の安全確保と適切な支援



課題 16 DV被害者が自立するための支援



課題 17 関係機関等との連携推進

24 関係機関等との 連携推進	47 関係機関や地域ネットワークとの 連携協力推進	- DV担当者連絡会の充実 - 東京都配偶者暴力相談支援センター等との連携 - 警察、医師会等関係機関との連携 - NPO等民間団体との連携 - 母子緊急一時保護事業 - 要保護児童対策地域協議会
-----------------------	------------------------------	---

課題 18 人材育成の推進

25 相談等に関わる 人材の育成	48 研修等の充実	- 専門研修等 - 二次被害防止のための研修 - 相談員の精神的ケアへの対応 - 研修等資料の提供
------------------------	-----------	--

課題 19 性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力等への対応

26 性別等に基づく 人権侵害の防止	49 セクシュアル・ハラスメントの防止	セクハラ研修等セクハラの防止に向けた啓発
	50 性別等に基づくあらゆる人権侵害・ 暴力を予防し根絶するための意識 啓発	- 人権尊重に関する意識啓発の推進 - 性犯罪等の防止に向けた警察や区内交通機関等との連携
27 メディアへの 対応	51 メディア・リテラシーの向上	メディア・リテラシーに関する普及・啓発

《 事業等一覧 》

めざす姿1 「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会

課題 1 : 行動に結びつく男女平等の意識づくり

施策の方向 : (1) 男女平等意識の普及・啓発

★は新規事業

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	第四次行動計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
1	板橋区男女平等参画条例の理念の理解と定着	区民まつりや成人式等、多くの区民が集まる場における普及・啓発活動の展開★	活動の場の検討・実施	展開・充実 →	地域への普及・啓発の拡大を推進します。	男女社会参画課
		年代や状況等に応じた効果的な普及・啓発方法の工夫	年代等に応じたパンフレット等の検討・作成	拡充 →	効果的な普及・啓発を進めます。	男女社会参画課
2	実践につながる地域の課題解決支援	DV講座等、地域で課題を共有し解決につなげる取組の実施	身近にある課題等テーマの選択・講座の実施	継続 →	地域の課題解決につながる講座等を実施していきます。	男女社会参画課
3	より効果的な普及・啓発のための手法の検討・活用	メルマガジン、携帯サイト等多様な通信媒体の活用★	メルマガ等導入に向けた調査・検討	実施・順次拡充 →	より幅広い年代へ向けた普及・啓発を進めます。	男女社会参画課
		ホームページや情報誌の見直し・充実	ホームページの見直し・充実 情報誌の見直し・充実	拡充 →	タイムリーで、よりわかりやすい情報発信を進めます。	男女社会参画課
		チラシ・パンフレット等の配布方法の見直し	区民や区内商店等との連携による配布方法や体制の検討	実施・順次拡充 →	必要とする区民に情報が届くよう進めます。	男女社会参画課
		「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間等に戦略的なPRを実施	全国的な運動期間を活用した集中的な普及・啓発	拡充 →	多くの区民に周知することで裾野の拡大を進めます。	男女社会参画課
4	大学や町連、商連、産連等と協働で進める意識づくり	大学との協働推進★	協力協定締結・事業の共同実施等に向けた調査・検討	拡充 →	大学との共同講座等の実施を進めます。	男女社会参画課
		商連、産連等との連携	情報提供の充実等による連携強化	拡充 →	連携の強化を進めます。	男女社会参画課

施策の方向 : (2) 男女平等推進センター スクエア・I (あい) の機能充実・活性化

5	センター活性化へ向けた取組	センターのあり方を検討する体制づくり★	センターのあり方を検討する組織の設置	継続 →	新たな体制で取組を推進していきます。	男女社会参画課
		講座等の企画内容・実施方法の見直し	区民と共に実施方法等を検討・実施	拡充 →	区民と共に活性化へつながる効果的な方法や仕組みづくりを進めます。	男女社会参画課
		区民が交流・学習する場としての機能充実	区民と共にセンターの活用方法等を検討・実施	拡充 →	区民と共に利用しやすいスペースづくりを進め、交流機能を高めます。	男女社会参画課
		センター及び事業の周知・情報発信の充実	区民と共に効果的な発信方法を検討・実施	拡充 →	区民と共に情報発信機能を高めセンターの認知度、利用率アップをめざします。	男女社会参画課
		女性健康支援センター等との連携推進	互いの事業への参加協力等	継続 →	連携により啓発・普及や事業実施などを進めます。	男女社会参画課
6	区民との協働推進	区民との協働による企画・事業等の実施	区民が企画運営する事業等の実施 (区民協働企画講座実施 公募 年3団体)	継続 →	区民との協働事業を推進していきます。	男女社会参画課
		いたばし男女平等フォーラムの実施	区民公募の実行委員会形式 年1回実施	継続 →	協働で男女平等参画推進事業を実施していきます。	男女社会参画課
		「センターだより」の発行	5,000部×年2回発行 区民公募編集員	継続 →	広く普及・啓発を進めるため情報誌を発行します。	男女社会参画課
7	男女平等推進センター登録団体への支援	男女平等推進センター登録団体への支援	ネットワーク支援、学習環境の充実、交流の場提供	拡充 →	センター活性化につながる取組を進めます。	男女社会参画課
8	相談体制の充実	専門相談の実施	フェミニストカウンセリング、DV専門相談を実施	継続 →	専門の相談員によるきめ細かな相談を実施していきます。	男女社会参画課
		相談方法・相談時間等の検討・見直し	調査・検討	継続 →	区民が利用しやすい相談体制を整備します。	男女社会参画課
		相談事業の周知	リーフレット、ホームページ、広報紙、区施設女子トイレ掲示等	実施・拡充 →	必要とする区民に情報が届き、相談につながるよう効果的な周知を進めます。	男女社会参画課

課題 2 : 学校等における男女平等教育・学習の充実

施策の方向 : (3) 学校、幼稚園、保育園等における男女平等意識の形成

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
9	生徒、児童、園児等の男女平等意識の向上	教材・カリキュラムの充実	板橋区人権教育推進委員会における教材の研究・充実 全教員へ集録の配布	継続 →	引き続き、教材・カリキュラムの充実に努めます。	指導室
		幼稚園教材・カリキュラムの充実	板橋区人権教育推進委員会における教材の研究・充実 全教員へ集録の配布	継続 →	引き続き、教材・カリキュラムの充実に努めます。	指導室
		保育園教材・カリキュラムの充実	教材の購入及び日常保育における、男女平等の視点への配慮	継続 →	引き続き、教材・カリキュラムの充実に努めます。	保育サービス課
		東京都教育委員会人権尊重教育推進校の申請	小・中各1校 申請予定	継続 →	男女平等教育を含む人権教育を推進するために指定校による研究を充実していきます。	指導室
		小・中学校での男女混合名簿の推進	一部の学校での実施を全校実施に拡大	継続 →	男女平等意識の形成に向け導入を推進します。	指導室

施策の方向 : (4) 教育に携わる者の男女平等意識の向上

10	教職員等へ向けた意識啓発の促進	教員研修の充実	都主催の研修会参加の充実及び区主催の必修研修会での人権研修の充実	継続 →	教員研修の充実を図ります。	指導室
		教育課程・校内研修体制の充実	各学校で実施	継続 →	各校における体制の充実を図ります。	指導室
		幼児教育に関わる教員研修の充実	幼稚園研修会・保幼小中連携研修会の実施	継続 →	教員研修の充実を図ります。	指導室
		保育士研修の充実	研修テーマの検討・実施	継続 →	保育士研修の充実を図ります。	保育サービス課
		幼児教育等に関わる職員研修の充実	年1回実施	継続 年1回実施	幼児教育等に関わる職員研修の充実を図ります。	子ども政策課

課題 3 : 政策・方針決定過程等における女性の参画促進

施策の方向 : (5) 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
11	審議会委員等への女性の参画促進	女性委員比率40%に向けた積極的な取組	実効性の高い取組方法の検討と実施 (目標参画率 31%)	継続 (目標参画率 36%)	女性委員比率40%達成をめざします。	男女社会参画課 総務課
12	区民の区政参加・意見反映機会の充実	いたばし・タウンモニター制度	アンケートを年3~4回、懇談会を年1~2回開催。 女性の比率50%	継続 →	区民の区政参加と意見反映機会の充実に努めます。	広聴広報課
		区民と区長との懇談会	区民と区長との懇談会を年6回、区政を区長と語る会を年2回開催。 女性の出席比率50%	継続 →	区民の区政参加と意見反映機会の充実に努めます。	広聴広報課
13	女性リーダーの育成と活用	いたばしアイカレッジ等意識改革・動機づけにつながる取組	いたばしアイカレッジのカリキュラムの検討と実施	継続 →	女性リーダーの育成を推進します。	男女社会参画課
		町会連合会における女性参画の推進	「いたばし町連」等を活用した啓発活動の支援	継続 →	町会連合会における啓発活動を推進します。	地域振興課
		産業連合会における女性参画の推進	情報提供の充実を図ります。	継続 →	産業連合会における啓発活動を推進します。	産業振興課
		商店街連合会における女性参画の推進	情報提供の充実を図ります。	継続 →	商店街連合会における啓発活動を推進します。	産業振興課

めざす姿2 生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会

課題 4 : 働く場における男女平等参画の推進

施策の方向 : (6) 男女の均等な機会と待遇の確保促進

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	第四次行動計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
14	企業・事業所への普及・啓発	女性の就業確保や男女雇用機会均等法等の遵守などに関する普及・啓発	女性の就業確保や男女雇用機会均等法等の遵守などに関する情報提供	継続 →	企業・事業所の意識向上を進めます。	男女社会参画課 産業振興課
		ポジティブ・アクション推進に向けた普及・啓発	ポジティブ・アクション推進に向けた情報提供	継続 →	企業・事業所の意識向上を進めます。	男女社会参画課 産業振興課

施策の方向 : (7) 多様な能力の発揮を可能にするための支援

15	若者の自立に向けた支援	区内大学と協働で取り組むキャリア講座の検討	調査・検討	継続 →	大学との協働で若者の自立につながる講座等の実施を進めます。	男女社会参画課
16	女性の就職・再就職に向けた支援	就労に向けたノウハウやビジネススキルを身につける講座等の実施	再就職支援セミナーを実施	継続 →	就労に役立つ実践的な支援を進めます。	男女社会参画課
		就職支援セミナー	就職支援セミナーを実施 若年者対象5回 女性対象1回	継続 →	就労支援セミナーにより就職・再就職に向けた支援を行ないます。	産業振興課
		資格取得支援事業(能力開発支援)	資格取得支援講座の実施 (3コース、延66回)	継続 →	資格取得支援講座により就職・再就職に向けた支援を行ないます。	産業振興課
		ハローワーク等との連携	就職面接会の実施2回 情報の相互提供・活用	継続 →	ハローワークとの連携により就職・再就職に向けた支援を行ないます。	産業振興課
			調査・検討	実施・継続 →	就労に関する新たな支援に取り組みます。	男女社会参画課
17	女性の起業に向けた支援	起業に向けた支援	創業支援ネットワーク相談 業務 いっぱし起業塾実施	継続 →	起業に向けた支援を行います。	産業活性化推進室
		コミュニティビジネス支援	シンポジウム・セミナー等の開催、コンテストの実施	継続 →	起業に向けた支援を行います。	産業活性化推進室
		起業支援セミナーの実施	起業を支援する講座の実施	継続 →	起業に役立つ実践的な支援を進めます。	男女社会参画課
			創業セミナー・シニア創業セミナー・女性創業セミナーの開催	継続 →	起業に役立つ実践的な支援を進めます。	産業活性化推進室
		産業団体等との連携による情報提供	有益な情報提供の実施	継続 →	産業団体と共に女性の起業に向けた支援を行います。	産業振興課
18	就労に関する相談の充実	就労に関する相談やカウンセリングの充実	調査・検討	実施・継続 →	就労に関する相談等の支援に取り組みます。	男女社会参画課
		キャリア・カウンセリング	毎週火・木曜日実施	継続 →	キャリア・カウンセリングの充実に努めます。	産業振興課

課題 5 : さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり

施策の方向 : (8) ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
19	自立に向けた就労支援	再就職支援セミナー(福祉枠)	再就職支援セミナーの実施	継続	自立に向けた実践的な支援を進めます。	男女社会参画課
		母子家庭自立支援訓練費助成事業	教育訓練給付金助成及び高等技能訓練促進助成の実施	継続	母子家庭の母の就業に向けた支援を行います。	福祉事務所
		母子自立支援プログラム策定事業★	組織設置・実施	継続	個々の状況に対応した自立と就労に向けた支援を行います。	福祉事務所
		障がい者就労援助の充実	就業・生活支援センター「ハートワーク」運営の委託先変更を検討 就職者数 35名	継続 就職者数 45名	障がい者の就労支援の充実を図ります。	障がい者福祉課
20	経済の安定に向けた支援	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定・自立と児童の福祉の増進に向け、児童扶養手当を支給します。	継続	ひとり親家庭等の経済の安定に向けた支援を行います。	子ども政策課
		児童育成手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定・自立と児童の福祉の増進に向け、児童育成手当を支給します。	継続	ひとり親家庭等の経済の安定に向けた支援を行います。	子ども政策課
		母子福祉資金	修学金ほかの貸付 770件 490,000千円	継続	母子家庭の経済的自立と安定した生活に向けた支援を行います。	福祉部管理課
		女性福祉資金	修学金ほかの貸付 26件 13,370千円	継続	女性の経済的自立と安定した生活に向けた支援を行います。	福祉部管理課
21	生活の安定に向けた支援	母子生活支援施設	施設における居宅提供、生活支援、自立支援の実施	継続	母子家庭の母とその児童の生活や自立に向けた支援を行います。	子ども政策課
			入所申込受付・入所者の支援	継続	母子家庭の母とその児童の生活や自立に向けた支援を行います。	福祉事務所
		障がい者生活介護施設の整備	三園福祉園開設 定員45名増	継続 定員45名増	障がい者の生活の安定に向けた支援を行います。	障がい者福祉課
		障がい者地域自立生活支援相談・セミナー	障害者福祉センターで実施 年2回	継続	障がい者の生活の安定に向けた支援を行います。	障がい者福祉課 (障がい者福祉センター)
		知的障がい者グループホームの整備促進	2か所開設 (民間) 現況19か所	継続	知的障がい者の生活の安定に向けた支援を行います。	障がい者福祉課
		ひとり親家庭ホームヘルプサービス	ホームヘルパー派遣を実施	継続	ひとり親家庭の日常生活の安定に向けた支援を行います。	子ども政策課
			申請受付・利用券発行	継続	サービス利用等に関わる支援を行います。	福祉事務所
		住宅情報ネットワーク	東京都宅地建物取引業協会板橋支部との連携により、民間賃貸住宅情報を提供	継続	住宅情報ネットワークの充実を図り、部屋探しの一助として、住宅支援を進めます。	住宅政策課
		保証人等債務保証制度の紹介	区と協定を結んだ民間保証会社を紹介	継続	制度の活用で、入居を円滑に進めるための支援を行います。	住宅政策課
		福祉総合相談	相談・情報提供・助言	継続	ひとり親家庭の支援施策の申込み等の窓口、生活保護の相談など生活の安定に向けた支援を行います。	福祉事務所
		総合相談	総合相談の実施	継続	家庭や職場での悩みの解決につながる支援を行います。	男女社会参画課
		国際交流員・語学ボランティアによる通訳・翻訳	他部署の要請に応じて、随時実施(派遣体制の検討)	継続・改善	日本語を話せない区内在住外国人へ通訳等の支援を行います。	文化・国際交流課、※(財)板橋区文化・国際交流財団
		外国語版母子健康手帳の交付	外国人妊婦希望者向け 100冊作成	継続 100冊作成	外国人の生活安定に向けた支援を行います。	健康推進課

※財団の事業は本来区の行政計画の対象ではないが、文化・国際交流課と連携することをもって対象とする。

課題 6 : 高齢期に安心して生活できる環境づくり

施策の方向 : (9) 高齢者の安心した生活に向けた支援

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度	
22	高齢者の就労に向けた支援	シルバー人材センターの充実	男女とも就労人員の向上をめざす	継続 →	高齢者の就労に向けた支援を進めます。	生きがい推進課
		アクティブシニア就業支援センター	男女を問わず多種多様な仕事を紹介する	継続 →	高齢者の就労に向けた支援を進めます。	生きがい推進課
23	生活サポート体制の充実	おとしより相談センター(地域包括支援センター)の拡充	調査・検討	→	設置数や機能を拡充します。	おとしより保健福祉センター
		福祉総合相談(再掲21)	相談・情報提供・助言	継続 →	高齢者の生活をサポートする相談等による支援を行います。	福祉事務所
		住宅情報ネットワーク(再掲21)	東京都宅地建物取引業協会板橋区支部との連携により、民間賃貸住宅情報を提供	継続 →	住宅情報ネットワークの充実を図り、高齢者の部屋探しの一助として、住宅支援を進めます。	住宅政策課
		保証人等債務保証制度の紹介(再掲21)	区と協定を結んだ民間保証会社を紹介	継続 →	制度の活用で、高齢者の入居を円滑に進めるための支援を行います。	住宅政策課
		在宅高齢者食生活支援事業	ネットワーク会議・講習会・情報紙年3回	継続 → ネットワーク会議・講習会・情報紙年3回	区内保健・福祉・医療施設栄養士との連携による食生活支援を行います。	健康推進課
		一般高齢者向け介護予防事業	介護予防地域支えあいグループ等の栄養講座(5健康福祉センター)	継続 →	元気なシニアに向けた食生活支援や閉じこもり予防を進めるなど生活サポート体制の充実を図ります。	健康推進課
24	地域社会への参画支援	(仮称)シニア活動センターの開設★	設計	工事・開設	シニアの社会参加をワンストップで支援します。	生きがい推進課
		世代間交流促進	4ブロック毎に各1館で実施(計4館)	継続 →	子どもとのふれあいにより高齢者の孤独化を防ぎ、地域社会への参画を支援します。	子ども政策課
		いこいの家活用促進	高齢者同士の交流の場を提供し社会参加活動を促進	継続 →	施設を活用した高齢者同士の交流支援や場の提供を行なうことで、地域社会への参画を支援します。	生きがい推進課
		ふれあい館活用促進	各種講座の参加を通じ生きがいの向上を支援	継続 →	施設を活用した高齢者同士の交流支援や場の提供を行なうことで、地域社会への参画を支援します。	生きがい推進課
		グリーンカレッジ	概ね60才以上の区民に対し、学習意欲の充足と地域活動を促進	継続 →	高まる学習意欲に応え、地域活動への積極的な参画支援を行います。	生きがい推進課
		シニア世代の社会参加に関する総合的な支援等の推進	シニア世代の区民に積極的な社会参加活動の促進	継続 →	シニア世代の区民に、積極的な社会参加活動に向けた支援を行います。	生きがい推進課

課題 7 :生涯にわたる心とからだの健康支援

施策の方向 : (10) 生涯を通じた男女の健康づくり支援

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
25	生涯を通じた健康づくり支援	区民一般健康診査	実施期間6月～10月	継続 →	生涯を通じた健康支援を推進します。	健康推進課
		国保特定健康診査・特定保健指導	特定健康診査 実施期間6月～10月 特定保健指導 初回面接実施期間6月～3月	継続 →	生涯を通じた健康支援を推進します。	健康推進課
		後期高齢者医療健康診査	実施期間6月～10月	継続 →	生涯を通じた健康支援を推進します。	健康推進課
		健康づくり協力店の充実	協力店30店舗、きれいな空気(禁煙)30事業所	継続 →	「食」を通じた健康支援を推進します。	健康推進課
		がん検診	胃、大腸、肺、乳、子宮、前立腺、喉頭がん	継続 →	検診により早期発見、早期治療による健康保持を図ります。	健康推進課
		成人歯科検診	実施期間9月～12月 対象者40・45・50・55・60・65・70歳	継続 →	生涯を通じた健康支援を推進します。	健康推進課
		在宅高齢者食生活支援(再掲23)	ネットワーク会議・講習会・情報紙年3回	継続 →	区内保健・福祉・医療施設 栄養士との連携による食生活支援を行います。	健康推進課
		一般高齢者向け介護予防事業(再掲23)	介護予防地域支援あいグループ等の栄養講座(5健康福祉センター)	継続 →	生涯を通じた健康支援を推進します。	健康推進課
26	女性の健康づくり支援	女性健康支援センターの健康教育(女性健康セミナー)	健康講座 リラクゼーション講座	継続 →	女性特有の健康上の課題について、正しい知識と対処法を身につける講座を実施し、女性健康支援を進めます。	健康推進課
		女性の健康学習支援	図書等の貸出	継続 →	健康に関する情報提供等を行ない、女性健康支援づくり支援を推進します。	健康推進課
		ブレマ栄養講座	栄養講座・調理実演(5健康福祉センター)	継続 →	実践的な栄養講座により「食」による健康づくり支援を行います。	健康推進課
		女性健康支援センターの専門相談(女性のための健康何でも相談・専門相談)	女性のための健康何でも相談常時開設 専門相談6種実施	継続 →	生涯を通じてホルモンバランスが大きく変動することにより発生する女性の健康上の悩みに、専門相談による支援を進めます。	健康推進課
		女性健康支援センターの自助グループの育成・支援	乳がん体験者のグループ 子宮がん体験者のグループ	継続 →	自助グループの育成と支援を進めます。	健康推進課
		女性のがんに関する情報提供	乳がん、子宮がん	継続 →	子宮がん、乳がん検診により早期発見、早期治療による健康保持を図ります。	健康推進課
		こんにちは赤ちゃん事業	4,500人訪問	継続 → 4,500人訪問	訪問により、親子の心身の状況や養育環境を把握し適切な支援を行なうことで女性の健康づくり支援を推進します。	健康推進課
		新生児訪問指導(産後うつ対応の充実)	1,764人訪問	継続 → 1,800人訪問	産婦の産後うつ等への支援の充実を図り女性の健康づくり支援を推進します。	健康推進課
27	健康に関する正しい理解の促進	学校における性教育の推進	各学校で実施継続	継続 →	性教育の推進により、思春期の男女のからだの仕組み等について指導を充実していきます。	指導室
		HIV抗体等検査・相談	検査 月2回 窓口・電話相談随時	継続 → 検査 月2回 窓口・電話相談随時	健康に関する正しい理解を促進します。	予防対策課
		酒害(アルコール)ミーティングによる支援の推進	家族向けミーティング 月2回 依存者向けミーティング 月1回	継続 → 家族向けミーティング 月2回 依存者向けミーティング 月1回	問題飲酒者やその家族に、アルコール依存症の正しい理解を促し、早期対応を支援します。	予防対策課
		エイズ予防講演会	講演会 年2回	継続 → 講演会 年2回	エイズに関する正しい理解を促進します。	予防対策課
		性感染症に関する啓発	イベント・学園祭参加によるパネル展示、パンフレット配布等	継続 →	若年層等へ向けた性感染症に関する正しい理解を促進するため、啓発を推進します。	予防対策課
		薬物乱用防止に関する啓発	定期年1回、不定期年5回リーフレット キャンペーングッズ5,000部	継続 → リーフレット キャンペーングッズ5,000部	薬物乱用防止に向けた健康に関する正しい理解を促進します。	生活衛生課

めざす姿3 男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会

課題 8 : 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及・推進

施策の方向 : (11) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
28	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発・普及	男女共同参画週間等を活用した効果的な取組の実施	全国的な運動期間を活用した取組を実施	継続 	個人や企業等、幅広い区民に向けた意識啓発を進めます。	男女社会参画課
		産業連合会等との連携による啓発の検討	情報提供の充実等により連携強化	継続 	産業団体等へ向けた啓発を進めます。	男女社会参画課

課題 9 : 育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備

施策の方向 : (12) ワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
29	職場の環境整備に向けた支援	社会保険労務士による経営相談	毎年度 目標50件	継続  毎年度 目標50件	職場の環境整備に向けた支援を推進していきます。	産業振興課
		ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要な情報提供	情報提供の充実	継続 	職場の環境整備に向けた支援を推進していきます。	男女社会参画課 産業振興課

施策の方向 : (13) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業・事業所を社会的に評価する仕組み構築

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
30	推進企業・事業所に対する顕彰	推進事業者表彰★	推進事業者表彰実施 認証企業 毎年度1社	継続  認証企業 毎年度1社 (3社認定)	推進に積極的に取り組む企業・事業所へ向けた支援を推進します。	男女社会参画課
		推進事業者先進事例集作成★	推進事業者先進事例集の作成	継続 	先進事業所の取組などを広くPRし、推進事業者を増やします。	男女社会参画課
		産業融資制度における利子補給優遇	毎年度 目標5件	継続  毎年度 目標5件	推進に積極的に取り組む企業・事業所へ向けた支援を推進します。	産業振興課

課題 10 : 子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実

施策の方向 : (14) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
31	保育サービスの整備	保育園の整備	私立認可保育園1園 (区立保育園△1園)	順次拡大  私立認可保育園2園 (区立保育園△2園)	保育園整備の拡充により子育て支援を推進します。	保育サービス課
		認証保育所の整備	開設(平成22年度)2園 順次拡大		認証保育所整備の拡充により子育て支援を推進します。	保育サービス課
		認定こども園の設置	子ども・子育て新システムの動向を注視し設置を検討		認定こども園の設置を検討します。	保育サービス課
		延長保育の拡充	延長保育の順次実施	順次拡大 	順次延長保育の拡充を図ります。	保育サービス課
		家庭福祉員	家庭福祉員数 77人 (H23.4.1現在)	順次拡大  家庭福祉員数 80人 (H25.4.1現在)	保護者の子育てと就労の両立及び健全な育成に向け、家庭的保育者の拡充を図ります。	保育サービス課

31	保育サービスの整備	病後児保育	病後児保育室 2施設(平成22年度) 実施	継続	保護者の子育てと就労の両立及び健全な育成に向け、子育て支援を実施します。	保育サービス課
		病児保育	病児・病後児保育室 2施設(平成22年度) 実施・拡充	継続	保護者の子育てと就労の両立及び健全な育成に向け、子育て支援を実施します。	保育サービス課
		ファミリー・サポート・センター事業	必要ときに希望する援助が受けられる状況	継続	仕事を継続しつつ、子どもの健全な育成を推進するために支援を実施します。	子ども家庭支援センター
		預かり保育	実施・拡充	継続・拡充	預かり保育を拡充し、子育て支援を推進します。	学務課
		要支援児保育	区立保育園全園実施 (42園)実施	継続	発達上特別な配慮が必要と思われる子どもへの支援を進めます。	保育サービス課
		育児支援ヘルパー	希望する全家庭に対して、ヘルパーが派遣できる状況	継続	引き続き、多様なライフに対応した子育て支援を実施します。	子ども家庭支援センター
		ショートステイ	利用を希望する全家庭の受け入れができる状況	継続	保護者の疾病等や介護従事など宿泊で子どもの養育を必要とする際の支援を進めます。	子ども家庭支援センター
		トワイライトステイ	利用を希望する全家庭の受け入れができる状況	継続	仕事や家族の疾病、介護等により夜間の子どもの養育を必要とする際の支援を進めます。	子ども家庭支援センター
		一時保育	順次実施 (平成22年度実績) 区立2園、公設民営1園 私立8園	順次拡大	一時保育事業の拡大を進めます。	保育サービス課
32	子どもの居場所整備	児童館子育てサポート	児童館子育てサポートの実施	継続	学童クラブ待機児解消	子ども政策課
		学童クラブでの児童受け入れ	学童クラブ受入 学童クラブ待機児童削減	継続	学童クラブ待機児解消	子ども政策課
		ファミリー・サポート・センター事業(再掲31)	必要ときに希望する援助が受けられる状況	継続	保護者の残業、通院、地域活動等子どもの短時間保育に対応した子育て支援を実施します。	子ども家庭支援センター
		乳幼児専用ルーム「すくすくサロン」	10児童館で実施	継続	身近な地域で乳幼児親子の交流の場づくりを行います。	子ども政策課
		地域子育て支援拠点事業「0・1・2ひろば」	いたばし0・1・2ひろば なります0・1・2ひろば 年間25,000人利用	継続	親同士の交流の場づくりを行います。	子ども家庭支援センター
		子育てグループ支援「幼児ふれあいひろば、のびのびひろば」	38児童館で実施	継続	親子の友達づくり等に向けてグループづくりを支援します。	子ども政策課
		母親教室	38児童館で実施	継続	母親教室の実施等により保護者同士の交流を深め、子育て支援を行います。	子ども政策課
		子育て支援者養成システム	養成課程の見直し実施 専門講座 30人 2級 60人 3級 120人	継続	子育て支援者の活動支援の充実を図ります。	子ども家庭支援センター
		子育て通信「すくすく」	6,500部×年1回発行	継続	公募編集委員及び協力員が協力して発行する情報誌の充実を図ります。	子ども家庭支援センター
		子育て支援者グループの交流	交流の実施	継続	子育て支援サークルなどの活動を支援し運営能力の向上を図ります。	子ども家庭支援センター
		地域子育て支援拠点事業「森のサロン」	22事業開始 年間10,000人利用	継続	利用者の順次拡大をめざします。	子ども家庭支援センター
		板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」推進	あいキッズを区立小学校17校で実施	継続・拡大	あいキッズの順次拡大を図ります。	学校地域連携担当課
		いきいき寺子屋プラン	推進校56校	継続・拡大	いきいき寺子屋プランの充実を図ります。	学校地域連携担当課

施策の方向：(15) 子育てに関する相談支援

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
33	子育てに関する相談の充実	育児相談の充実	全区立保育園において相談体制を整備(22年度)	継続 →	子育てに関する相談の充実を図ります。	保育サービス課
		子どもなんでも相談	ケースマネジメントの視点による相談の充実	継続 →	子育てに関する総合的な相談の充実を図ります。	子ども家庭支援センター
		すくすくサロン巡回相談	すくすくサロン設置児童館で実施	継続 →	身近な地域で子育てに関する相談の充実を図ります。	子ども政策課
			すくすくサロン設置児童館で実施	継続 →	身近な地域で子育てに関する相談の充実を図ります。	子ども家庭支援センター
		地域子育て支援拠点事業「0・1・2ひろば」(再掲32)	いたばし0・1・2ひろば なります0・1・2ひろば 年間25,000人利用	継続 → 年間25,000人利用	子育てに関する相談の充実を図ります。	子ども家庭支援センター
		地域子育て支援拠点事業「森のサロン」(再掲32)	事業開始 22年度 年間10,000人利用	継続 → 年間10,000人利用	利用者の順次拡大をめざします。	子ども家庭支援センター
		こんにちは赤ちゃん事業(再掲26)	年間4,500人訪問	継続 → 年間4,500人訪問	訪問相談により親子の心身の状況や養育環境を把握し適切な支援を行ないます。	健康推進課
		新生児訪問指導(産後うつ対応の充実)(再掲26)	年間1,764人訪問	継続 → 年間1,800人訪問	訪問相談により産婦の産後うつ等への支援の充実を図ります。	健康推進課
		離乳食訪問お助け隊事業	離乳食訪問栄養指導	継続 →	訪問相談により離乳食に悩みを抱える保護者を支援します。	健康推進課

施策の方向：(16) 高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
34	高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実	おとしより相談センター(地域包括支援センター)の拡充(再掲23)	調査・検討 設置数16(22年度)	→	設置数や機能を拡充します。	おとしより保健福祉センター
		認知症家族支援プログラム	講座を年4回実施(3日制)	継続 → 講座を年4回実施	平成25年度と同規模で事業を継続する予定です。	おとしより保健福祉センター
		認知症高齢者援護事業	キャラバンメイト50人 認知症サポーター600人 高齢者あんしん協力店100事業所	継続 → キャラバンメイト50人 認知症サポーター600人 高齢者あんしん協力店100事業所	平成26年度までに計画数(累計)を達成する見込みのため、平成27年度以降は実施・計画について再検討していきます。	おとしより保健福祉センター
		地域ボランティア養成事業	自助具ボランティア10人 失語症会話パートナー8人 介護予防サポーター20人	継続 → 自助具ボランティア10人 失語症会話パートナー8人 介護予防サポーター20人	平成25年度と同規模で事業を継続します。	おとしより保健福祉センター
		介護実習普及センター運営	区民向け講座 50回実施 事業者向け講座10回実施	継続 → 区民向け講座 50回実施 事業者向け研修 10回実施	平成25年度と同規模で事業を継続します。	おとしより保健福祉センター
		高齢者虐待専門相談室運営	専門電話1回線 高齢者虐待防止研修 年4回	継続 → 専門電話1回線 高齢者虐待防止研修 年4回 虐待防止パンフレット(隔年)	引き続き、相談室を運営し高齢者虐待に対応します。	おとしより保健福祉センター
		障がい者相談支援体制の拡充	自立支援協議会での検討結果を踏まえ、障がい福祉計画(第三期実施計画)で対応	拡充 → 民間事業者への委託を検討	障がい者相談支援体制の拡充をめざします。	障がい者福祉課
		障がい者緊急保護施設の運営	「赤塚ホーム」の運営 定員8名実施	継続 →	障がい者緊急保護施設の充実を図ります。	障がい者福祉課
		障がい者自立生活支援事業介護セミナー	障害者福祉センターで実施 年2回	継続 → 年2回実施	障がい者自立生活支援事業介護セミナーの充実を図ります。	障がい者福祉課
		福祉総合相談(再掲21)	相談・情報提供・助言	継続 →	生活の安定に向けた支援を行います。	福祉事務所

課題 11 :男女がともに家庭生活を担うための支援

施策の方向 : (17) 男女が協力して家事・育児・介護等を担うための支援

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度	
35	意識啓発に向けた支援	男性の意識向上のための講座等の実施	意識向上につながる取組方法の検討・実施	継続 →	固定的役割分担意識の解消等、男性の意識向上を図ります。	男女社会参画課
		ライフステージに応じた実践的な講座等の実施	年代等に応じたテーマや取組方法の検討・実施	継続 →	基礎知識や技術の習得等、実践につながる支援を進めます。	男女社会参画課
		障がい者自立生活支援事業介護セミナー(再掲34)	障害者福祉センターで実施年2回	継続 → 実施	障がい者自立生活支援事業介護セミナーの充実を図ります。	障がい者福祉課
		ロールモデルの発掘・活用	活用方法等の検討・実施	継続 →	若い世代を中心とした幅広い年代へ向けた啓発を推進します。	男女社会参画課
		育児・介護休業制度の普及・啓発	区民や企業・事業者等に向けた情報提供の充実	継続 →	区民や企業等の意識啓発を進めます。	男女社会参画課

課題 12 :男女がともに地域活動に参画するための支援

施策の方向 : (18) 地域活動への参画促進

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度	
36	地域活動への参画支援	町会連合会主催講演会及び各支部主催研修費補助	町会連合会主催講演会実施1回 支部研修会(18支部)実施	継続 →	町会連合会主催講演会や支部研修会により地域活動への参加を推進していきます。	地域振興課
		ボランティア情報の提供	「ボランティア情報」の発行毎月5,000部	継続 → 毎月5,000部	地域活動への参加に向けた情報提供・啓発等を進めます。	地域振興課
		NPOボランティア活動の活性化、協働推進	NPO・ボランティア活動相談の実施9時～21時	継続 →	活動を希望する個人や団体を支援し地域活動への参加を支援します。	地域振興課
		町会・自治会への参加促進	加入促進記事掲載1回	継続 →	参加を促進していきます。	地域振興課
		リサイクル推進員	検討・実施	継続 →	参加を促進していきます。	清掃リサイクル課
		環境美化・リサイクル活動を行う組織への参加促進	検討・実施	継続 →	参加を促進していきます。	清掃リサイクル課
		防災活動を行う組織への参加促進	防災リーダー養成数3,800人	継続 → 4,200人	防災リーダーを拡充し地域活動への参加を促進していきます。	防災課

めざす姿4 男女の平等と人権が尊重される社会

課題 13 : 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた啓発・教育

施策の方向 : (19) 女性に対する暴力の防止に向けた啓発の推進

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
37	女性に対する暴力防止に関する普及・啓発	DV防止関係資料による情報提供	継続実施	継続 →	女性に対する暴力の防止に向けた普及啓発を引き続き推進します。	男女社会参画課
		セミナー等の実施	継続実施	継続 →	女性に対する暴力の防止や被害者支援に向けた啓発を引き続き推進します。	男女社会参画課
		いたばしパープルリボンプロジェクト等戦略的なPR実施★	取組方法の検討と実施	順次・拡充 →	区民との協働により幅広い啓発活動を推進していきます。	男女社会参画課
38	学校等と進める予防教育	区立小中学校における人権教育の充実	各学校で実施	継続 →	人権教育の充実を進めます。	指導室
		高校・大学等と協働した予防教育の検討・実施★	デートDVの予防に向けた講座の実施	順次・拡充 →	計画的に順次実施していきます。	男女社会参画課

課題 14 : DV被害者の立場に立った相談体制の構築

施策の方向 : (20) 早期発見へ向けた仕組みづくり

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度	
39	通報に関する情報の周知	通報制度の周知	関係各課や区民へ向けた情報提供の充実	継続 →	早期発見に向けた取組を進めます。	男女社会参画課
		民生委員、医療関係者等関係機関との連携	情報提供の充実による連携	継続 →	早期発見に向けた連携の強化を進めます。	男女社会参画課

施策の方向 : (21) DV相談体制の強化・充実

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度	
40	相談に関する情報の周知	多様な媒体を活用した相談窓口の周知	リーフレット、ホームページ、広報紙等	拡充 →	相談につながるよう広報活動を行ないます。	男女社会参画課
41	配偶者暴力相談支援センター機能を果たす施設の設置	DVに関する専門相談★	DV被害者への専門相談を実施	継続 →	相談を通じて被害者への立場に立ったきめ細やかな支援を行ないます。	男女社会参画課
			DV専門相談との連携を実施	継続 →	被害者の支援に向け連携を進めます。	福祉事務所
		福祉事務所等との連携強化	相談時における連携強化	順次・拡充 →	配偶者暴力相談支援センターとしての新たな業務の推進に向け、より一層連携を進めます。	男女社会参画課

課題 15 : 緊急時における被害者の安全確保と適切な支援

施策の方向 : (22) DV被害者の一時保護

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
42	緊急時の保護体制整備	都道府県配偶者暴力相談支援センターとの連携	緊急時における連携強化	継続 →	被害者保護に向け連携を促進します。	男女社会参画課
			保護実施時における連携	継続 →	緊急時等の被害者支援に向け連携を促進します。	福祉事務所
		母子緊急一時保護事業	母子及び女性の緊急保護の実施	継続 →	緊急時等の被害者の安全確保と支援に向け、一時保護体制の充実を図ります。	子ども政策課
			相談受付・入所手続	継続 →	緊急時等の被害者の安全確保と支援に向け、一時保護体制の充実を図ります。	福祉事務所
		DV被害者保護	相談受付・保護・移送	継続 →	婦人相談員による緊急時等の被害者支援充実を図ります。	福祉事務所
		警察との連携強化	通報・調査協力	順次・拡充 →	緊急時等の被害者支援に向け一時保護体制の充実を図ります。	福祉事務所

課題 16 :DV被害者が自立するための支援

施策の方向 : (23) 自立生活再建のための支援体制

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
43	庁内各種手続きの円滑化	DV相談共通シートの作成に向けた検討	調査・検討・実施	継続	庁内における手続き等の効率化を進めます。	男女社会参画課
44	被害者等に関わる情報の保護	住民票の写しの交付制限等が適切に運用されるための取組	情報提供の充実	継続	関係所管課等に対し被害者情報の管理徹底に向けた働きかけを進めます。	男女社会参画課
45	生活再建に向けた支援	生活の支援	生活保護・他制度案内	継続	生活保護・他制度案内等による経済的支援を行います。	福祉事務所
		就労に向けた支援	母子自立支援員の支援・自立支援プログラムの活用	順次・拡充	母子自立支援員の支援・自立支援プログラムの活用により、就労に向けた支援の充実を進めます。	福祉事務所
			就職支援セミナーの実施(再掲16)、資格取得支援講座の実施(再掲16)、就職面接会の実施、キャリア・カウンセリングの実施(再掲18)	継続	就労に向けた支援を行います。	産業振興課
			再就職支援セミナーの実施(再掲16)	継続	生活再建に向け、就労に役立つ実践的な支援を進めます。	男女社会参画課
		住宅確保に向けた支援	都営住宅優遇抽選等の情報提供	継続	住宅確保に向けた支援を行います。	住宅政策課
		国保・年金制度に関する適切な情報提供	既存の冊子等を配布して対応する	継続	国保・年金制度による適切な情報提供を行います。	国保年金課
		就学の支援	実施	継続	経済的理由により、就学困難な児童・生徒の保護者に就学に必要な経費の補助を行います。	学務課
		保育の支援	実施	継続	被害者の子どもが保育所等において適切な保育を受けられるよう進めます。	保育サービス課
		被害者支援マニュアル	調査・検討	実施・継続	被害者の生活再建に役立つ情報提供の充実を図ります。	男女社会参画課
		連携会議	検討・実施	継続・順次実施	代表者会議、実務者会議、個別ケース検討等、重層的な連携を進めます。	男女社会参画課
			参加	継続	被害者の自立生活に向けた支援を進めます。	福祉事務所
46	子どもへの継続的な支援	要保護児童対策地域協議会	1回開催(虐待防止分科会実務者会議17回)	継続 1回開催(虐待防止分科会実務者会議17回)	要保護児童及びその保護者の適切な保護を図ります。	子ども家庭支援センター
		児童虐待防止ケアシステム研修会	年3回実施	継続 年3回実施	虐待防止の早期発見、対応、支援等、区内関係機関と協働で取り組むために職員向け研修会を行います。	子ども家庭支援センター
		虐待防止支援訪問	必要な家庭に支援ができる状況	継続	児童虐待の予防的支援を行います。	子ども家庭支援センター
		見守りサポート事業	必要な家庭に支援ができる状況	継続	虐待の未然・再発防止に向け必要な家庭に支援を行います。	子ども家庭支援センター

課題 17 : 関係機関等との連携推進

施策の方向 : (24) 関係機関等との連携推進

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
47	関係機関や地域ネットワークとの連携協力推進	DV担当者連絡会の充実	関係機関における連絡調整会議の実施	継続 →	庁内・関係機関等と連携を図りながら対策の推進や新たな課題の検討を行います。	男女社会参画課
		東京都配偶者暴力相談支援センター等との連携	実施・拡充	継続 →	適切に保護が行われるよう相互に連携を図り、協力を努めます。	男女社会参画課
			保護方法問合せ	継続 →	連携を図り支援を充実します。	福祉事務所
		警察、医師会等関係機関との連携	実施・拡充	継続 →	適切に保護が行われるよう相互に連携を図り、協力を努めます。	男女社会参画課
			通報・調査協力等	継続 →	警察・関係団体等との連携の拡充により被害者の支援の充実を図ります。	福祉事務所
		NPO等民間団体との連携	実施	継続 →	被害者の多様な状況に対応していくために、民間団体との連携を進め被害者支援を進めます。	男女社会参画課
			個別相談	継続 →	被害者の多様な状況に対応していくために機動的な連携を推進していきます。	福祉事務所
		母子緊急一時保護事業(再掲42)	母子及び女性の緊急保護の実施	継続 →	緊急時等の被害者の安全確保と支援に向け、連携協力を進めます。	子ども政策課
			相談受付・入所手続	継続 →	緊急時等の被害者の安全確保と支援に向け、連携協力を進めます。	福祉事務所
		要保護児童対策地域協議会(再掲46)	1回開催(虐待防止分科会実務者会議17回)	継続 →	情報交換等や早期発見、適切な保護等に向けた連携協力を推進します。	子ども家庭支援センター

課題 18 : 人材育成の推進

施策の方向 : (25) 相談等に関わる人材の育成

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
48	研修等の充実	専門研修等	関係機関が実施する研修等への参加促進	継続 →	職務関係者の配偶者暴力への理解と適切な支援に向けた知識の習得を進めます。	男女社会参画課
		二次被害防止のための研修	関係機関が実施する研修等への参加促進	継続 →	被害者への適切な支援に向けた知識の習得を進めます。	男女社会参画課
		相談員の精神的ケアへの対応	関係機関が実施する研修等への参加促進	継続 →	相談員の「代理受傷」や「燃え尽き状態」の防止等に努めます。	男女社会参画課
		研修等資料の提供	資料提供の充実	継続 →	人事課等と協力し、職員の理解促進に取り組みます。	男女社会参画課

課題 19 : 性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力等への対応

施策の方向 : (26) 性別等に基づく人権侵害の防止

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
49	セクシュアル・ハラスメントの防止	セクハラ研修等セクハラ防止に向けた啓発	防止に向けた取組方法の検討・実施	継続 →	セクハラの理解と認識、防止に向けた取組を進めます。	男女社会参画課
			国・都等からのセクハラ関係パンフレットの配布を随時行う。	継続 →	啓発を進めます。	産業振興課
50	性別等に基づくあらゆる人権侵害・暴力を予防し根絶するための意識啓発	人権尊重に関する意識啓発の推進	啓発に向けた取組方法の検討・実施	継続 →	人権侵害・暴力防止に向けた取組を進めます。	男女社会参画課
		性犯罪等の防止に向けた警察や区内交通機関等との連携	検討・実施	拡大 →	連携を強化し、性犯罪等の防止を進めます。	男女社会参画課

施策の方向 : (27) メディアへの対応

No.	取組	取組の内容、方策、事業など	計画期間中の事業量・方向性			所管課
			平成23年度	平成25年度	平成27年度(目標)	
51	メディア・リテラシーの向上	メディア・リテラシーに関する普及・啓発	啓発に向けた取組方法の検討・実施	継続 →	メディアの持つ特性への理解や表現を読み解く力を養う取組を進めます。	男女社会参画課